資料２－１

事前配布

第2次
豊田市子ども総合計画

【素案】

平成 26 年9月

豊田市

＜目　次＞

第1章　計画の趣旨 1
（1）計画策定の背景 1
（2）計画の位置づけ 2
（3）計画の対象 2
（4）計画の期間 2

第2章　本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題 3

第3章　計画の基本的な考え方 28
（1）基本理念 28
（2）基本的視点 29

第4章　施策の取組方針 30
（1）施策の取組方針 30
（2）施策体系図 32

第5章　施策の展開 33
（1）重点事業 33
（2）基本施策 41

第6章　教育・保育の量の見込みと確保の内容 41

第7章　計画の推進体制 41

第１章　計画の趣旨

（１）計画策定の背景

わが国の少子化は急速に進行しており、その背景には、子育てに関する不安や、仕事と子育てとの両立に対する負担感があることが挙げられます。女性の社会進出に伴う低年齢児の保育ニーズの増大、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て不安を抱える保護者の増加など、子育てをめぐる地域や家庭の状況は変化し続けています。また、青少年を取り巻く状況も複雑化しており、ニートやひきこもりなど、自立に困難を抱える青少年が増加しています。

国では、子ども・子育てを取り巻く社会情勢の変化を受け、新たな支援制度を構築していくため、平成 22 年の「子ども・子育てビジョン」の閣議決定、子ども・子育て新システム検討会議の設置を皮切りに、新たな子ども・子育てのための包括的・一元的なシステムの構築についての検討が始まりました。平成 24 年には、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の改善などが盛り込まれた「子ども・子育て関連３法」が制定されました。新制度のもとでは、「子どもの最善の利益」が実現される社会の実現を目指して、制度、財源を一元化して新しい仕組みを構築し、子どもの幼児期の学校教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進していくことが目指されています。

また、社会生活を円滑に営む上で困難を有する子どもや若者を支援するための地域ネットワーク整備を主な内容とする「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、子ども・若者育成支援施策の推進を図るための大綱として、「子ども・若者ビジョン」が平成22年に示されました。

本市では、子どもの権利を保障し、子どもにやさしいまちづくりを推進するため、平成 19 年に「豊田市子ども条例」を定めるとともに、平成 21 年度に「新・とよた子どもスマイルプラン（豊田市子ども総合計画）」を策定し、子ども・青少年に対する様々な取り組みを進めてきました。しかし、全国と同様に子ども・青少年を取り巻く環境は大きく変化しており、その解決に向けたさらなる施策の推進が求められています。

以上のことを踏まえ、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備、青少年を支援する体制の整備を目的に、本計画を策定しました。

（２）計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であるとともに、本市の子ども条例に規定する「子ども総合計画」として位置づけます。

また、本計画は、上位計画である「第７次豊田市総合計画・後期実践計画」や、その他関連計画とも整合を図り策定しています。

その他、本計画で位置づける計画	・次世代育成支援法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」 ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「市町村子ども・若者計画」 ・母子保健計画策定指針に基づく「母子保健計画」 ・母子及び寡婦福祉法に基づく「母子家庭及び寡婦自立促進計画」

（３）計画の対象

本計画は、妊娠期を含めた０歳から概ね 20 歳代までの子ども及び青少年、並びにその子どもや青少年を養育する家庭を対象とします。ただし、施策の内容により、30 歳代までの若者も含みます。

妊娠・出産期 → 乳幼児期 → 児童期 → 思春期 → 青少年期

（４）計画の期間

本計画の期間は、平成 27 年度から平成 31 年度までの５か年とします。計画最終年度である平成 31 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。

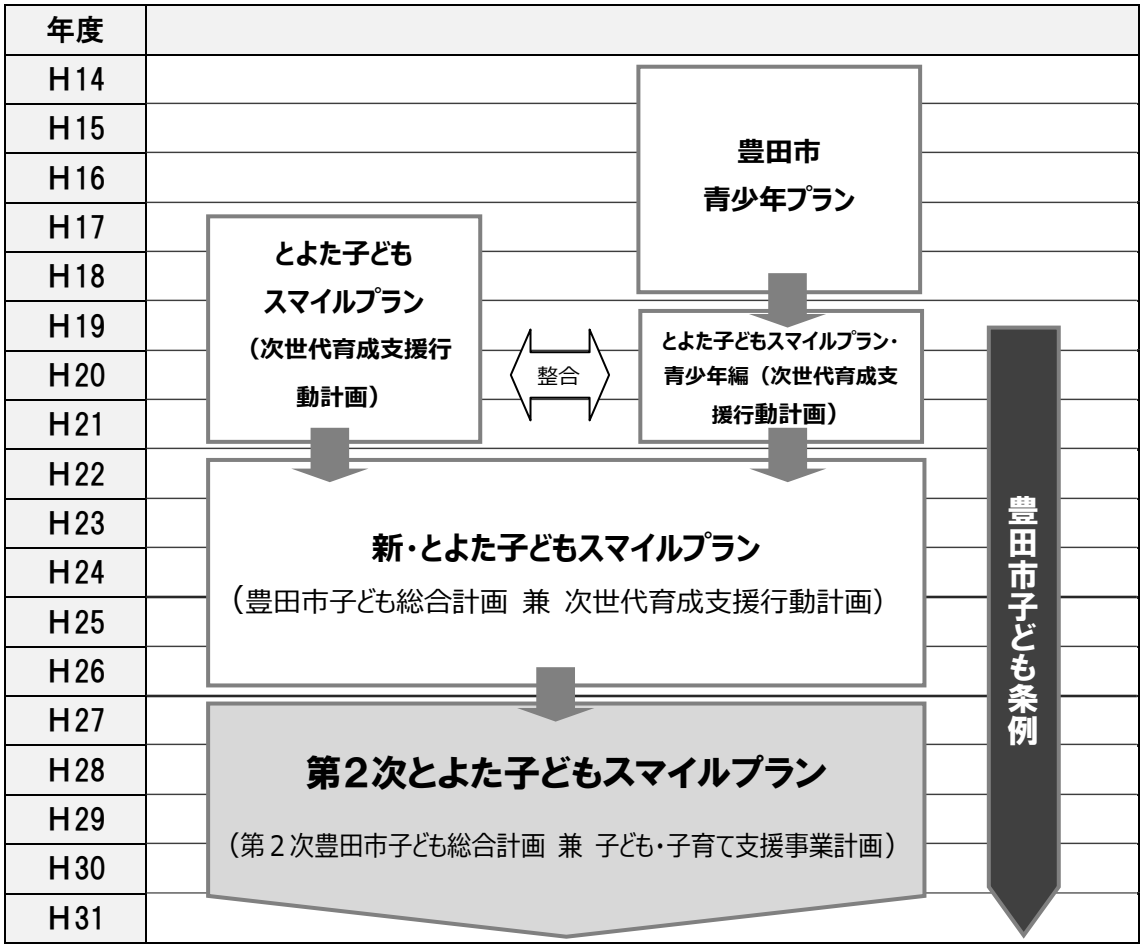

第２章　本市の子ども・青少年を取り巻く現状と課題

子ども・青少年を取り巻く状況について、統計データや平成 25 年度に実施した意識調査※などから、現状と課題を整理しました。

１　少子化の状況

平成 25 年のわが国の出生数は、約 103 万 1 千人で、３年連続で統計が残る年の最低記録を更新し、少子化が進行しています。本市においても、国と同様に出生数は減少傾向にあります。少子化の進行は、経済を支える世代の減少につながり、ひいては社会保障制度の持続可能性にも影響を及ぼします。

少子化の背景には、未婚率の増加や仕事と育児の両立の困難さなど様々な要因があると考えられますが、次世代を担う子どもを安心して生み、育てることができる環境を整備することが必要となっています。

出生数の推移

本市の出生数は、平成 24 年で 4,101 人となっており、平成 23 年の 4,064 人と比べると増加しているものの、総じて減少傾向となっています。また、出生数の減少と死亡数の増加に伴い、自然増加数の減少がみられます。

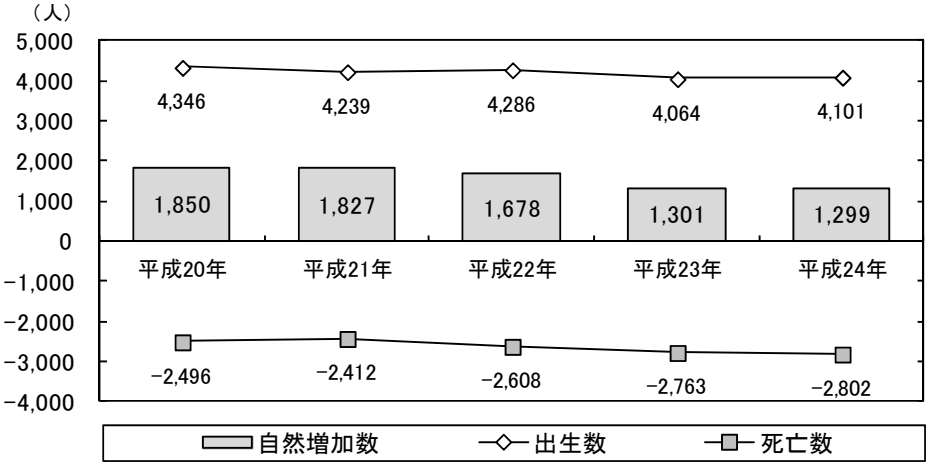

資料:人口動態統計

※「平成 25 年度に実施した意識調査」とは、平成 25 年度に実施した「豊田市子ども・子育て支援に関する市民意向調査」及び「豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査」である。以下「市の調査」とする。

合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は、平成 24 年で 1.62 人となっており、国の 1.41 人、愛知県の 1.46 人を上回っています。しかしながら、人口維持に必要な 2.08 人を大きく下回っています。

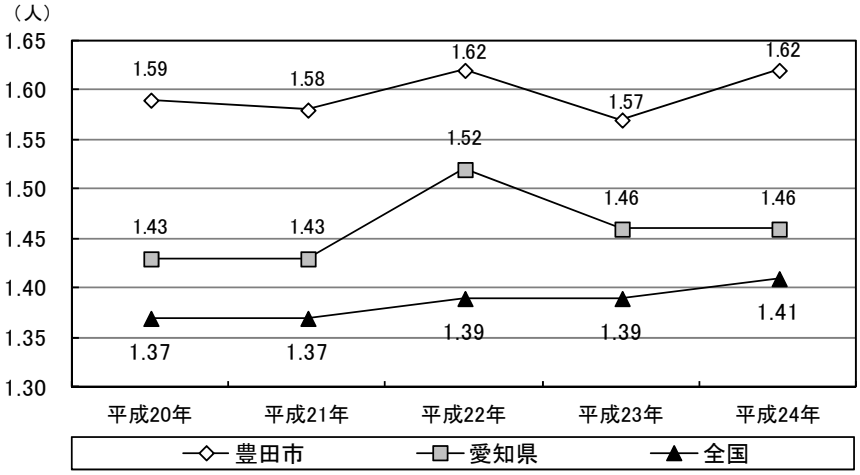

資料:豊田市健康部健康政策課調べ、人口動態統計ほか

総人口と 18 歳未満人口・30 歳未満人口の推移

本市の総人口は、平成 25 年には 422,679 人となっており、平成 22 年をピークに減少傾向となっています。同年の 18 歳未満人口の占める割合は 18.0%、30 歳未満人口の占める割合は 33.5%となっており、児童人口・青少年人口の割合は年々減少しています。

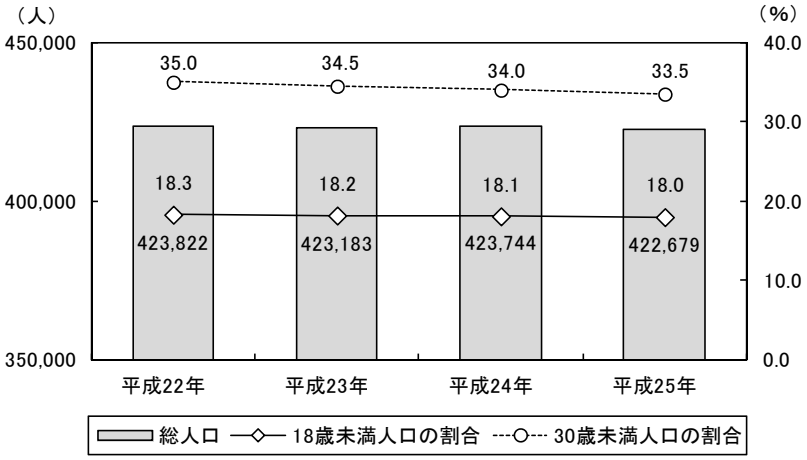

資料:豊田市市民福祉部市民課調べ
注:各年10月1日現在

地区別人口における児童人口割合

本市の平成 25 年 10 月 1 日現在の地区別人口は、挙母地区が 130,289 人と最も高く、稲武地区が 2,600 人と最も低くなっており、人口規模に大きな差がみられます。また、児童人口割合も、藤岡地区が 19.7%と最も高く、旭地区が 10.1%と最も低くなっており、10 ポイント近くの差がみられます。

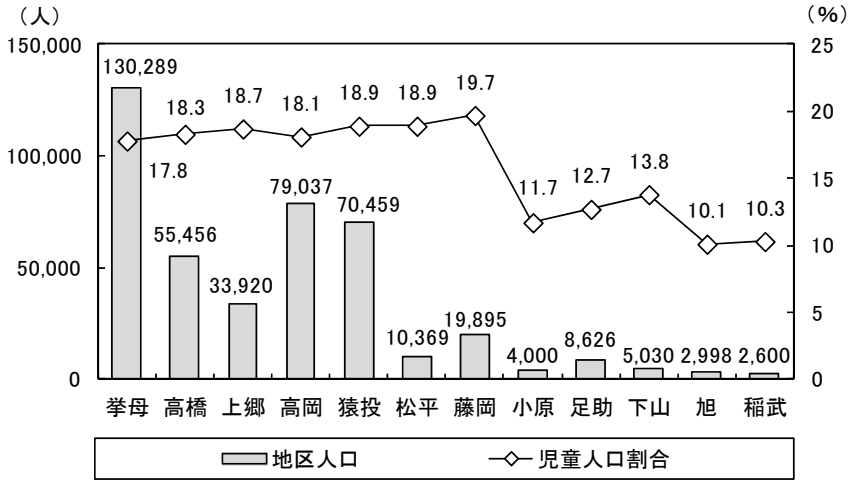

資料:豊田市市民福祉部市民課調べ
注:平成 25 年 10 月 1 日現在

婚姻率及び初婚平均年齢

本市の婚姻率は平成 24 年で 6.6 となっており、国より高くなっています。初婚平均年齢は年々高くなる傾向にありますが、男女ともに国より低くなっています。

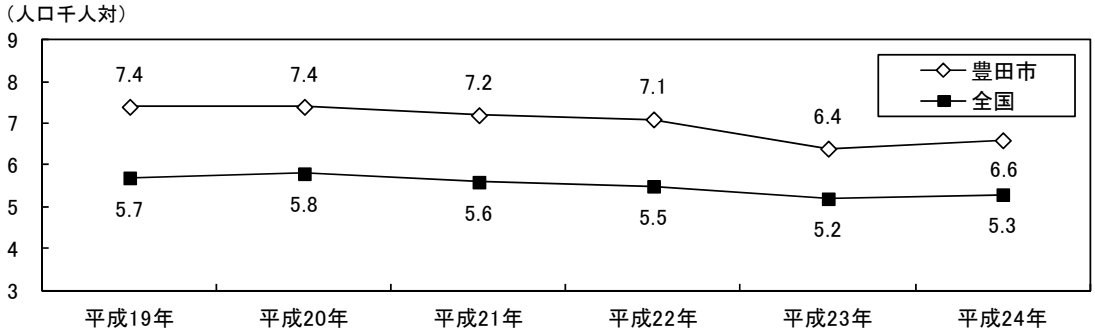

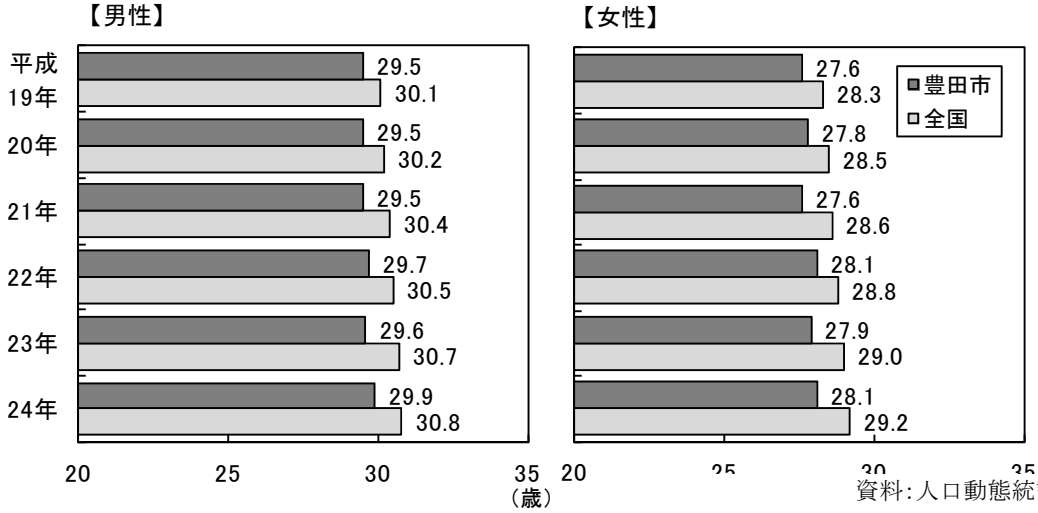

資料:人口動態統計

2 待機児童の状況

本市では、保育需要に対応するため、公私立こども園の改築・改修や、私立こども園の新設、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の支援などにより、定員枠を拡大してきましたが、保育需要の拡大がそれを上回っているのが現状です。

特に０～２歳児の待機児童は増加傾向にあり、就労意欲のある子育て中の母親が多いことがうかがえます。少子化が進む一方で、待機児童対策は大きな課題となっています。

市の調査によると、３歳児からの保育・幼児教育の利用意向が高くなっているため、ニーズを把握し、それに即したサービスの提供を行うことが必要です。

待機児童数の推移

各年度当初には、比較的少ない待機児童数ですが、年度終わりに近づくについて増加する傾向にあります。９割以上が０～２歳の低年齢児となっており、その対応が課題となっています。

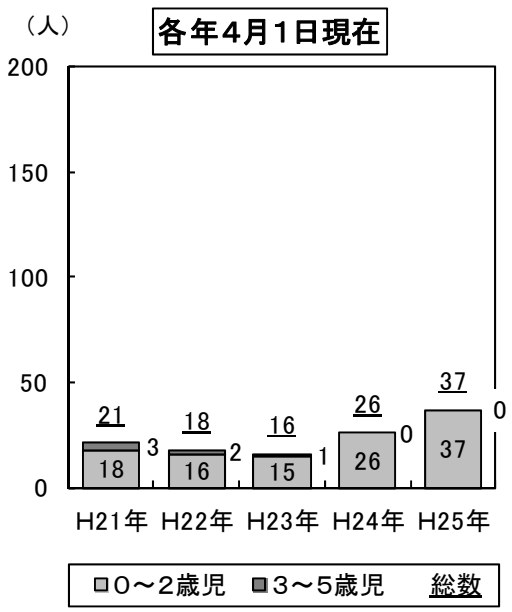

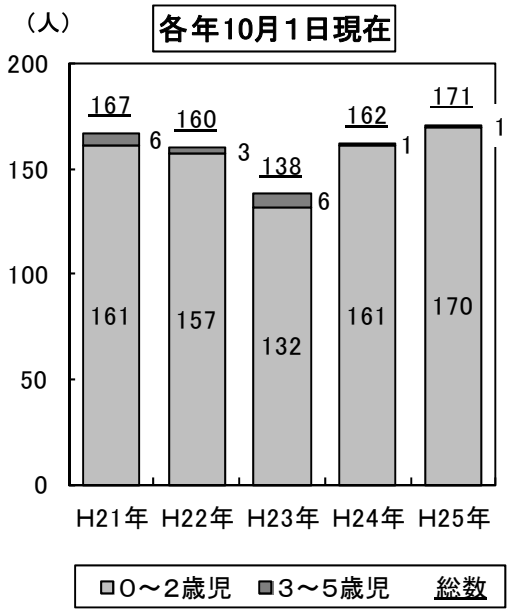

資料:豊田市子ども部保育課調べ

０～２歳児（こども園）数の推移

０～２歳児の在園児数は増加傾向にあり、平成 25 年度で 1,626 人となっています。今後も女性の就労意向の高まりにより、増加していくことが予測されます。

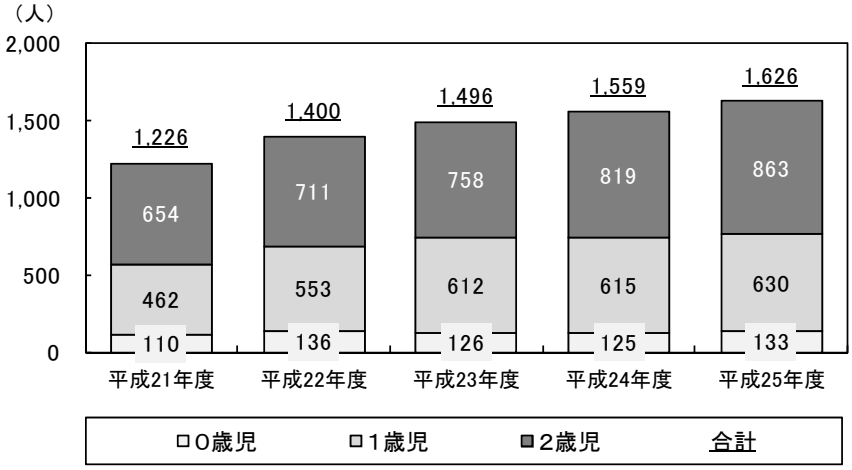

資料:豊田市子ども部保育課調べ
注:各年5月 1 日

３～５歳児（こども園・私立幼稚園）の推移

３～５歳児の在園児数は年によってばらつきはあるものの、ほぼ横ばいで推移しています。今後は、人口減少が進んでいくことから在園児数も徐々に減少していくことが見込まれます。

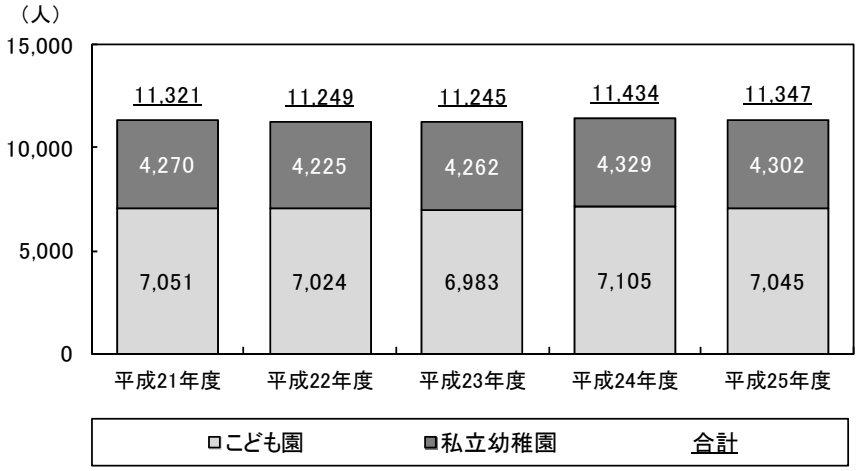

資料:豊田市子ども部保育課調べ
注:各年5月 1 日

定期的な教育・保育事業について、子どもが何歳になったら利用しようと考えているか

こども園、私立幼稚園等の定期的な教育・保育事業を子どもが何歳になったら利用したいかでは、３歳が 56.3%となっており、多くの保護者は３歳児からの就園を希望しています。

※定期的な教育・保育事業を利用していない人のうち、利用していない理由が「子どもがまだ小さいため」を選んだ人が回答

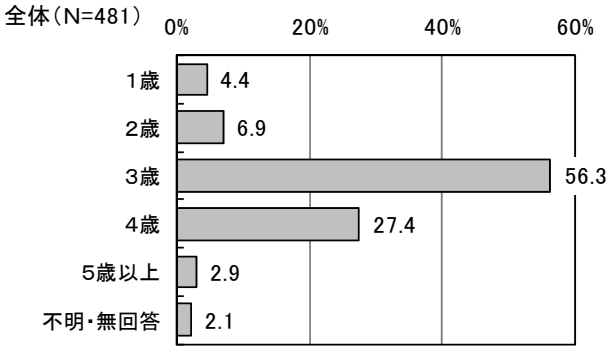

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

3 仕事と子育ての両立に関する意識

子育て支援において、「ワーク・ライフ・バランス」は不可欠な要素の一つです。しかしながら、社会の状況は、依然として仕事に偏重しており十分改善されているとはいえません。

本市は子育て世代の専業主婦の割合が高い傾向がみられますが、全国的には労働力人口が減少する中、女性の就労を促進する動きが加速しており、潜在的な女性の就労ニーズがさらに高まっていくことが予測されます。

今後、ますます仕事と子育ての両立は重要な課題となりますが、市の調査によると、子育て世代の多くは、「仕事」「家事・育児」「プライベート」のバランスが取れていると感じておらず、５年前と比べても、その意識は低下しています。

これらの意識の改善は、行政のみならず、企業や社会全体で取り組むべき課題であり、市民への啓発や企業との連携など幅広い施策の展開が必要です。

専業主婦（女性の有配偶者の家事従事者）の年齢別割合

本市では、子育て世代である 20 歳代後半～30 歳代前半における専業主婦の割合が国に比べて、高くなっています。

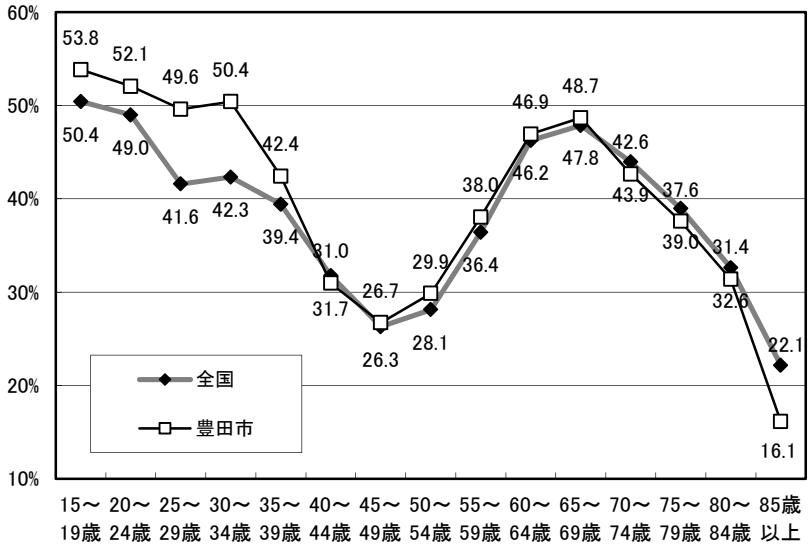

資料:国勢調査(平成 22 年)

女性の労働力率の全国・県との比較

出産・子育て等による 30 歳代の労働力率の落ち込みにより、いわゆる「M字カーブ」を描いています。本市におけるこの年代の割合は、国・県に比べて低くなっていますが、今後は就労意向の高まりが予測されるため、子育てしながら働ける環境の整備が必要です。

■女性の労働力率の全国・県比較

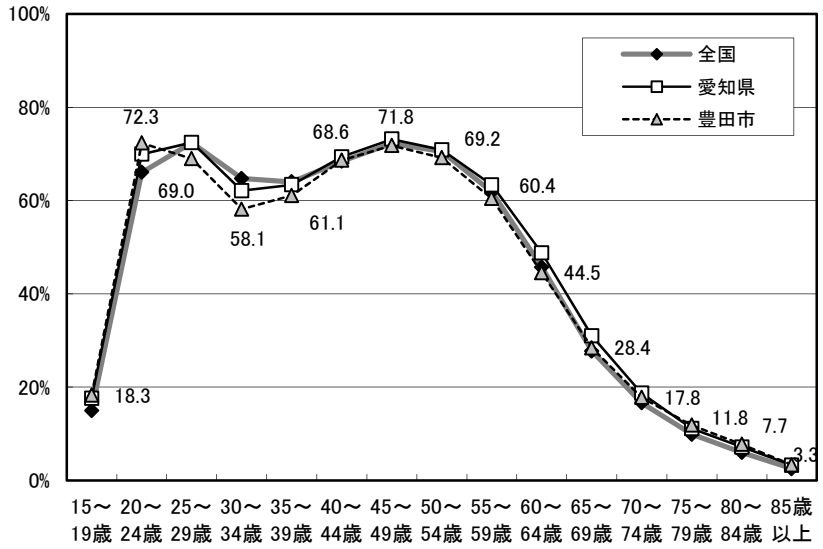

資料:国勢調査(平成 22 年)

母親の就労状況（母子手帳被交付者、就学前児童保護者、小学生保護者）

母子手帳被交付者では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 45.6%と最も高く、次いで「就労している(フルタイム)」が 31.8%となっています。

就学前児童では「以前は就労していたが、現在は就労していない」が 51.1%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 20.2%となっています。

小学生保護者では「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が 46.9%と最も高く、就学前児童と比べると 26.7 ポイント高くなっています。

H21 年調査と比べると、フルタイムで就労している人の割合は、いずれも増加しています。育休・介護休業中の人の割合も、いずれも増加しています。

H25 年調査

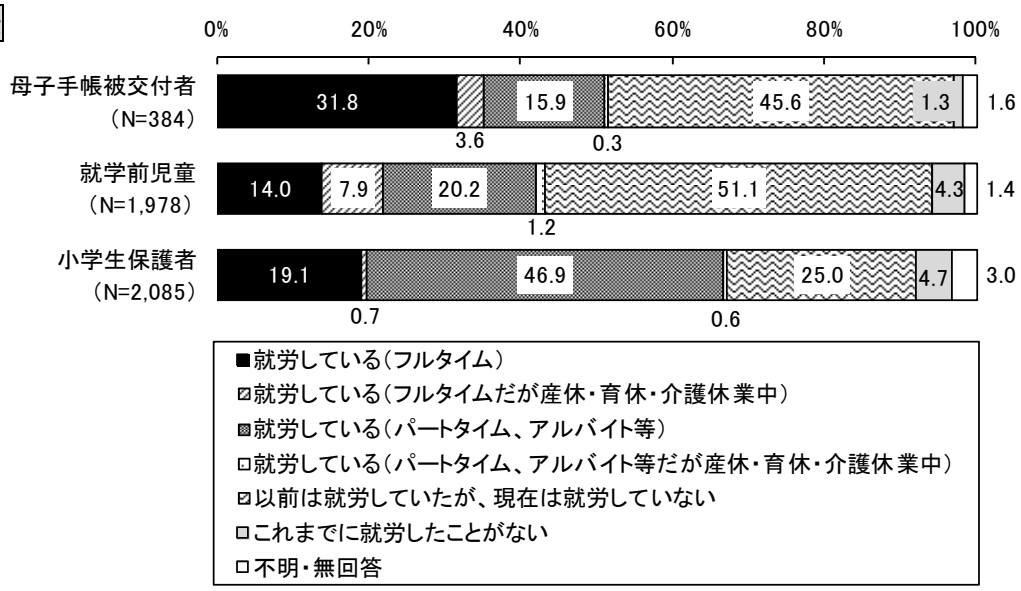

H21 年調査

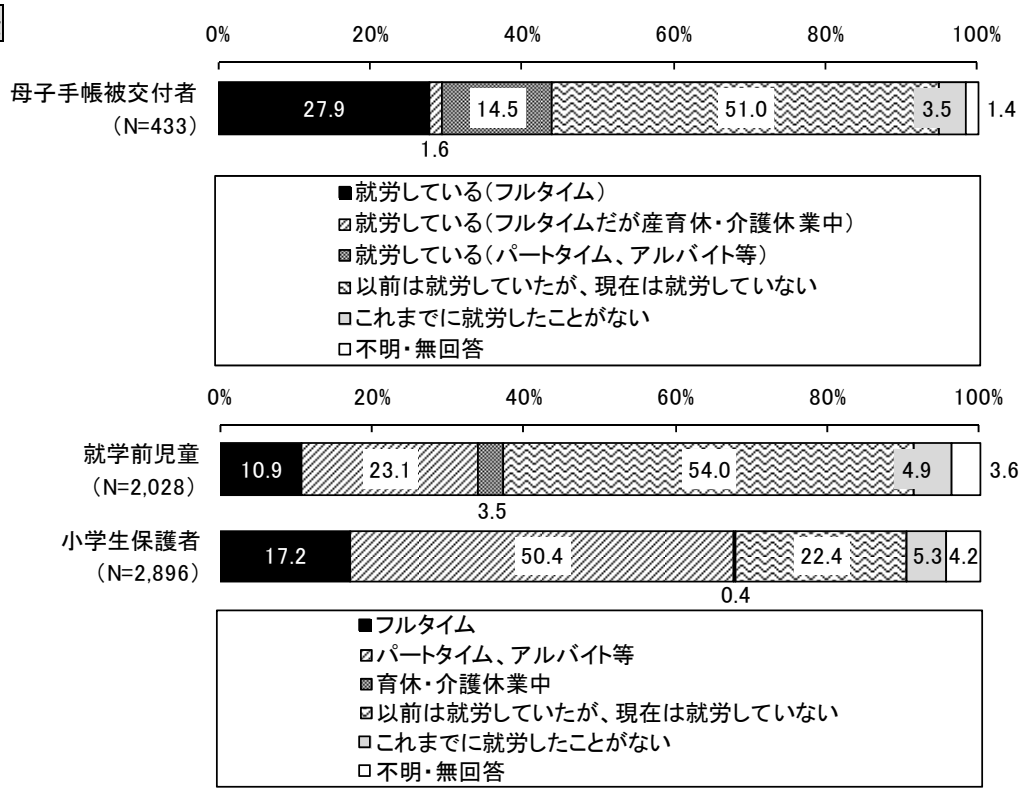

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 21、25 年）

「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【父親】

父親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの父親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」が６割弱であるものの、現実は「仕事時間を優先」が６割強となっています。

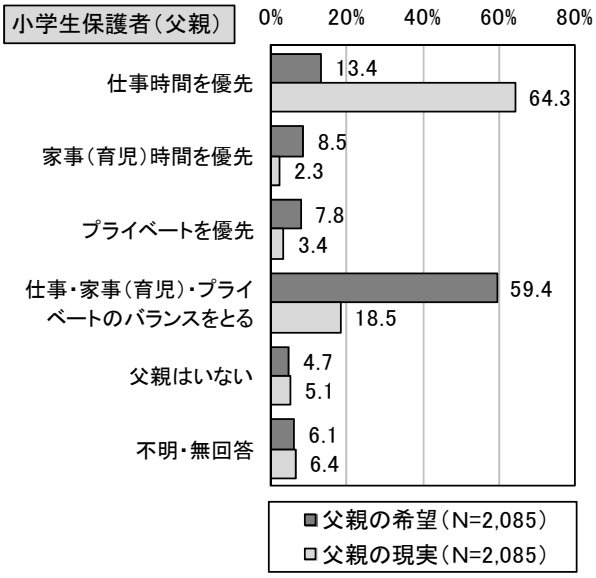

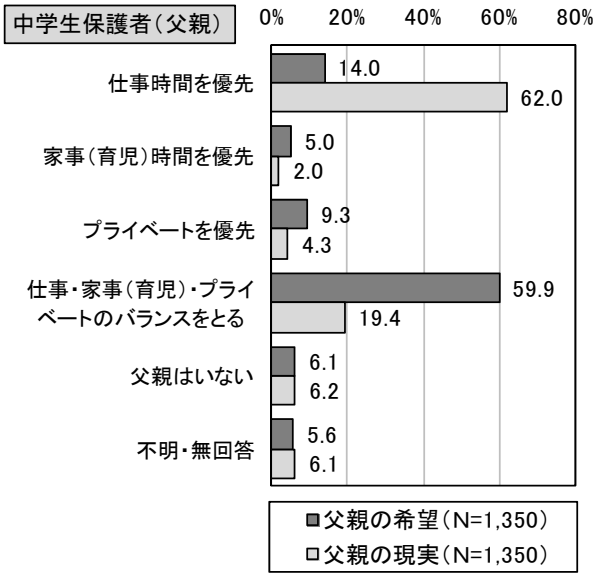

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

「仕事時間」「家事（育児）」及び「プライベートの生活時間」の優先度　【母親】

母親の希望と現実の優先度の割合は、小学生保護者と中学生保護者に大きな差はみられません。いずれの母親も希望は「仕事・家事（育児）・プライベートのバランスをとる」ことが６割以上であるものの、現実は「家事（育児）時間を優先」が４割弱～５割弱となっています。

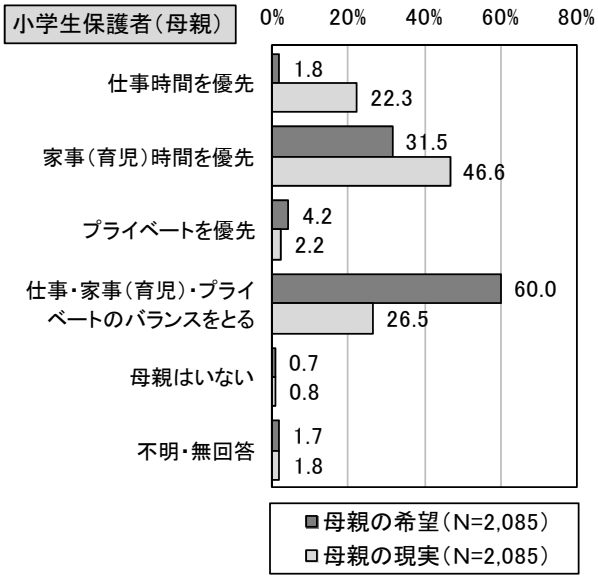

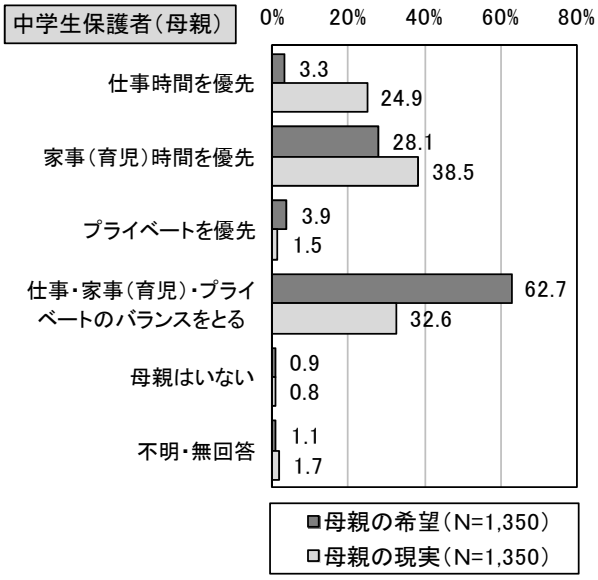

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

4 家庭における子育てに関する意識

父母をはじめとした保護者が、子育ての第一義的な責任をもつこと、そして、子どもが健全に成長するには、家庭におけるコミュニケーションや関わりが重要であると考えます。

しかし、市の調査によると多くの保護者や市民が、子どもに対する家庭でのしつけが不十分であると感じています。また、親は子育てに対して自信が持てなかったり、相談相手がいなかったり、様々な悩みや不安を抱えています。

これらの保護者に対する支援を行い、家庭における子育て力の向上を図っていくことが求められています。

日頃の子育てについて感じていること（就学前児童保護者）

『子育てに自信がない』(＝「ややBに近い」＋「Bに近い」)は 44.5%で、H21 年調査と比べて 4.9 ポイント増加しています。『子育てが嫌い』(＝「ややBに近い」＋「Bに近い」)は 28.6%で、H21 年調査と比べて 1.4 ポイント増加しています。子育てに自信を持てない人や前向きに子育てを行いづらい人が増加しています。

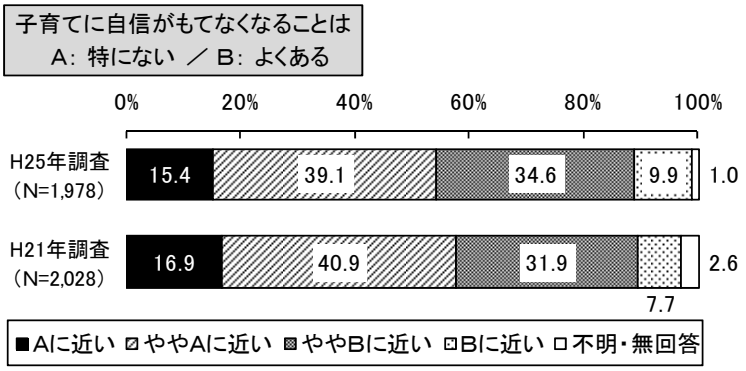

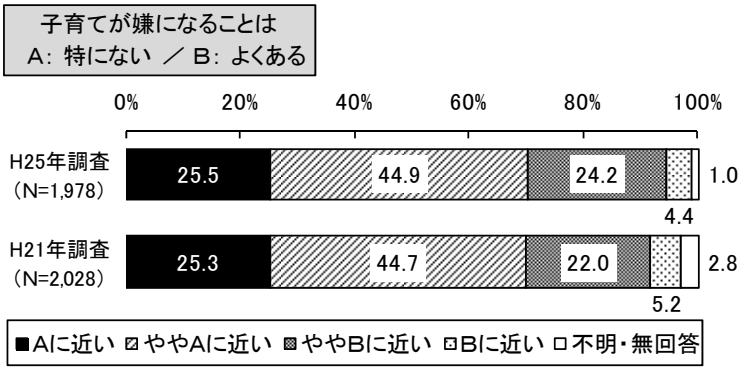

資料:豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査(平成 21、25 年)

子育て仲間の有無（就学前児童保護者）

「子育て仲間がいない」人の割合は 6.3%で、H21 年調査と比べて 1.1 ポイント増加しています。気軽に子育てについて相談し合える関係づくりが求められています。

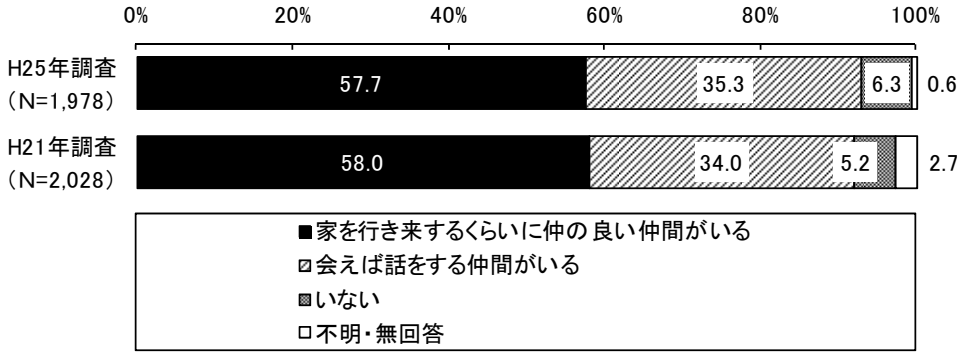

資料：豊田市の子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 21、25 年）

子育て支援センター等、相談件数

「発育・発達」「しつけ・教育」「基本的生活習慣」などの「しつけ・教育等に関する相談」が多くを占めている一方、「子育て不安・育児ストレス」の件数も多くなっています。保護者の負担軽減につながる各種の支援が必要です。

相談区分	相談内容	相談件数
しつけ・教育等に関する相談	発育・発達	316
	健康・医学的問題	77
	しつけ・教育	213
	基本的生活習慣	208
子育てに関する相談	家族関係・親子関係	111
	子育て不安・育児ストレス	194
	就労との両立に関すること	14
経済的問題など生活環境上の相談	子育て以外の家族関係	19
	近所付き合い	8
	その他、地域的な問題	4
児童福祉に関する相談	虐待・放任・放置に関する相談	1
	障がいに関する相談	20
	不登校・ひきこもりに関する相談	16
その他		175
計		1,376

資料：とよた子育て総合支援センター調べ（平成 25 年度）

5　地域における子育て支援に関する意識

子育て支援をより包括的に行うためには、「地域の子どもは地域で育てる」という考えのもと、親と子を地域住民やさまざまな地域資源で支えることが重要であり、見守りなどの住民参画をはじめとした「地域力」の活用が不可欠となっています。

市の調査では、子育て支援活動への参加の意向をもつ市民は増えています。これらの市民をはじめ、ＮＰＯ団体、大学などとの共働により、社会全体で子育て支援に取り組むことが必要です。

また、子どもが安心して自分らしく過ごすことができ、豊かな経験ができる「居場所」について、子どもの身近な地域に整備していくことが求められています。

地域の子どもたちの遊び場や放課後の居場所づくりに参画することについて

（小学生保護者、中学生保護者、市民）

『参加してみたい』(＝「内容の企画検討から参加してみたい」＋「参加しても良い」)は、小学生保護者、中学生保護者に比べて、一般市民で高くなっており、33.7%となっています。

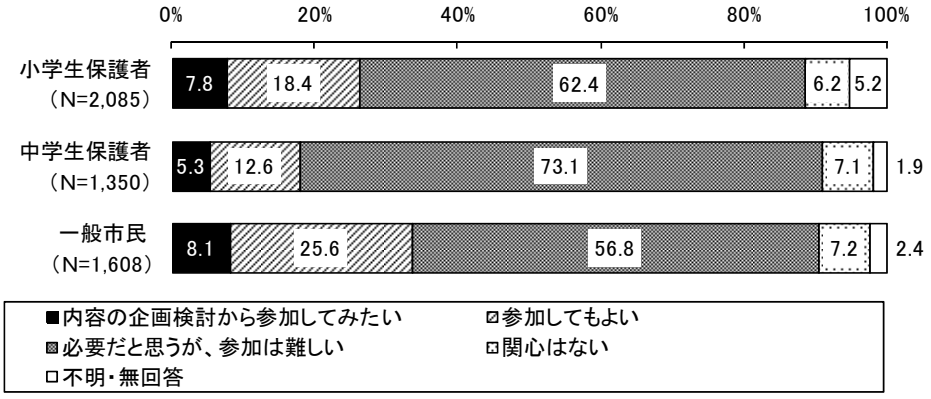

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

近所や地域のおとなとのかかわり（小学生高学年）

「あいさつをする人がいる」「声をかけてくれる人がいる」「地域のお祭りや行事に参加している」は5割を超えて高くなっています。

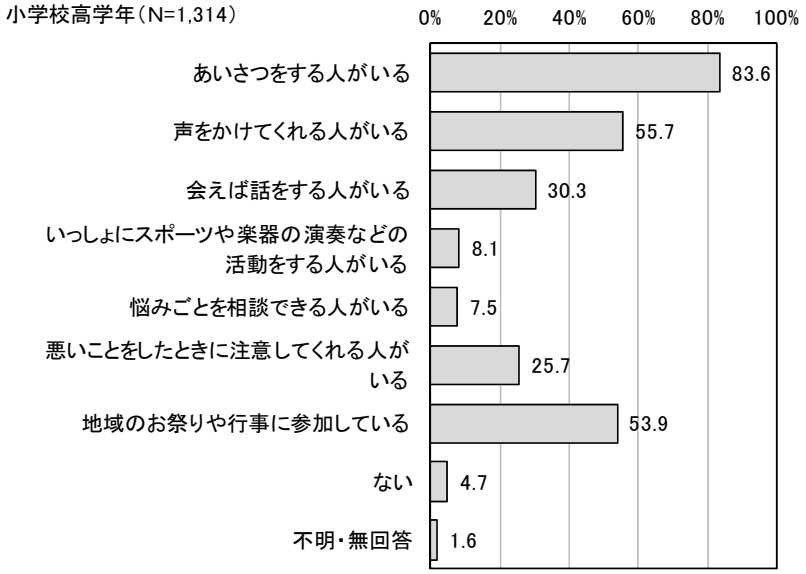

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成 25 年）

地域であったらよいと思う場所 〈単数回答〉（中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「友だち同士でゆっくり話せる場所」が４割弱～５割強と最も高くなっています。なお、青少年（19～29 歳）では「学校や職場以外の仲間づくりができる場所」が 31.9%と、他の年代と比べて高くなっています。

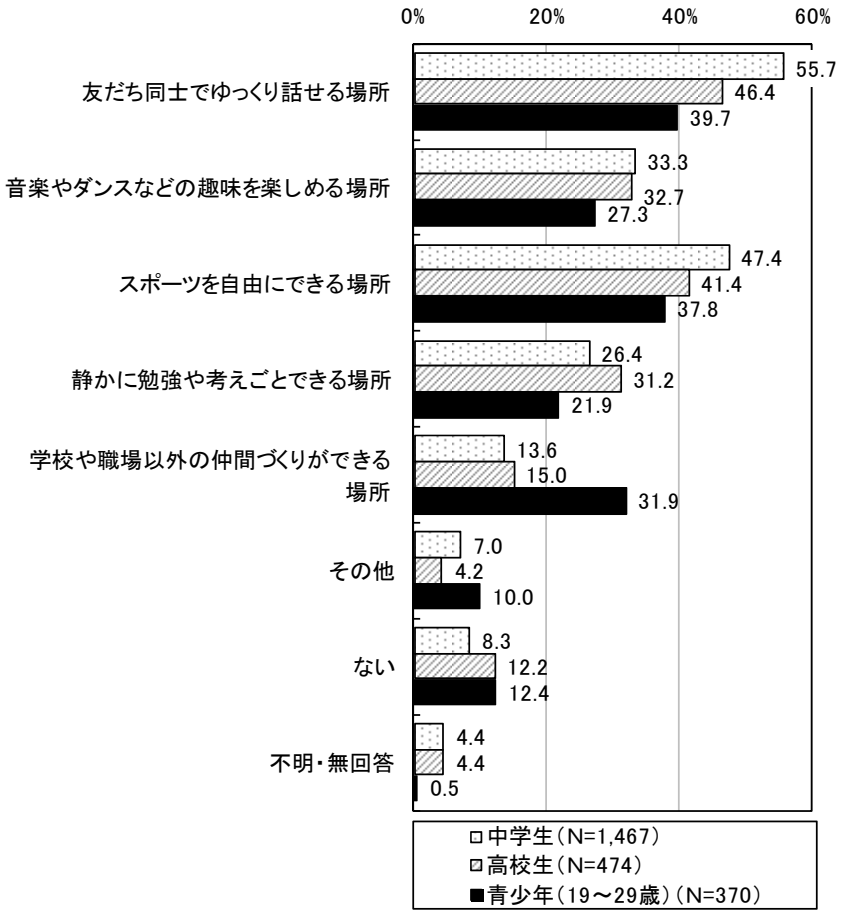

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

放課後児童クラブの利用児童数と開設校数の推移

放課後児童クラブの利用児童数は平成 24 年度以降増加傾向にあり、平成 25 年度で 3,314 人となっています。開設校数は、平成 25 年度で 55 校となっています。保育の質を確保し、安定的な施設運営を行っていくことが課題となっています。

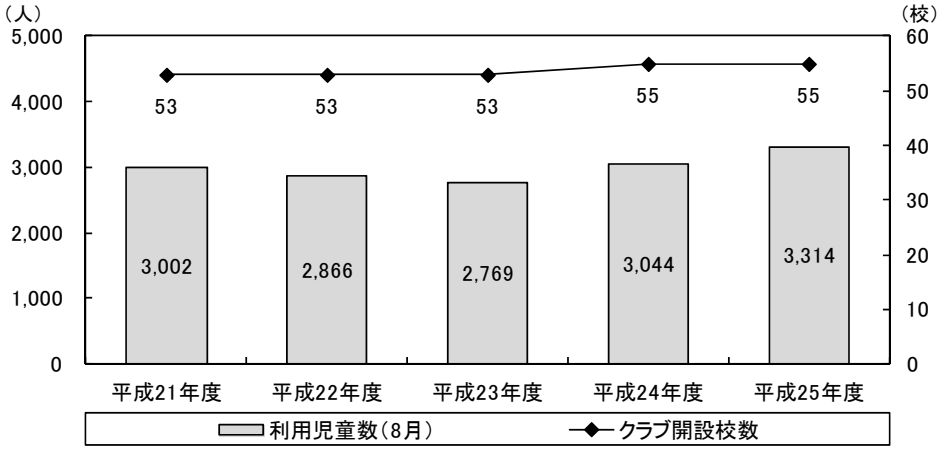

資料：豊田市子ども部次世代育成課調べ
注：各年8月1日現在

６ 自立支援が必要な青少年の状況

近年の産業構造や経済状況の変化により、若年者の雇用情勢は依然厳しい状態にあり、自立に困難を抱える青少年が増えています。ニートやひきこもりの状態に陥った青少年の増加が社会問題となっており、雇用問題だけでなく、社会不適応や精神的な問題を抱えているケースも多くみられます。

このような青少年については、自己肯定感を回復しながら社会適応を図れるように、相談支援や体験就労等も含めた段階的かつ総合的な支援が必要となっています。また、支援が必要な青少年に対しては、教育、福祉、医療なども含めた多様な関係機関の連携に基づく取り組みが必要とされ、そのコーディネート機関の設定も含めた体制の整備が求められています。

また近年、携帯電話やスマートフォンなどの新しいツールにより、コミュニケーションの方法が変化する中、ＳＮＳ※などによるトラブルも増加しています。基礎的な学力はもとより、生活習慣や人とのコミュニケーション能力を身につけることが重要となっています。

将来、地域の担い手となれるよう、地域活動やまちづくりなど、社会参画の機会や場を提供していくことが必要です。

※SNS：ソーシャル・ネットワーキング・サービス。人と人とのつながりを促進・サポートするコミュニティ型のWEBサイト。フェイスブック、ラインなど。

将来の仕事について考えたことの有無 （中学生、高校生、青少年）

いずれの年代も「やりたい仕事がある」が４割以上と最も高く、次いで「やりたい仕事を考えることはあるが、まだ決まっていない」が３割強となっています。なお、青少年（19～29歳）の3.6%が「働くつもりはない」と回答しています。

※回答は勤労者を除く

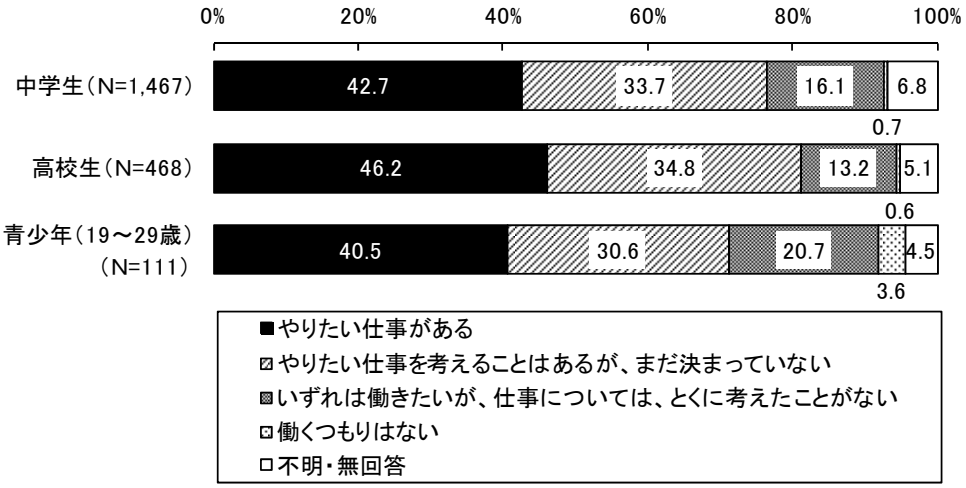

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

青少年の失業率の推移（全国）

わが国の青少年の失業率は平成 19 年、20 年あたりにかけて減少傾向でしたが、リーマンショックによる不況の煽りを受けて増加に転じ、近年再び減少しています。

平成 25 年の失業率は、15～19 歳が 6.4%、20～24 歳が 7.0%、25～29 歳が 6.2%となっており、いずれも全年齢計の 4.0%を上回っており、青少年の就業対策は課題となっています。

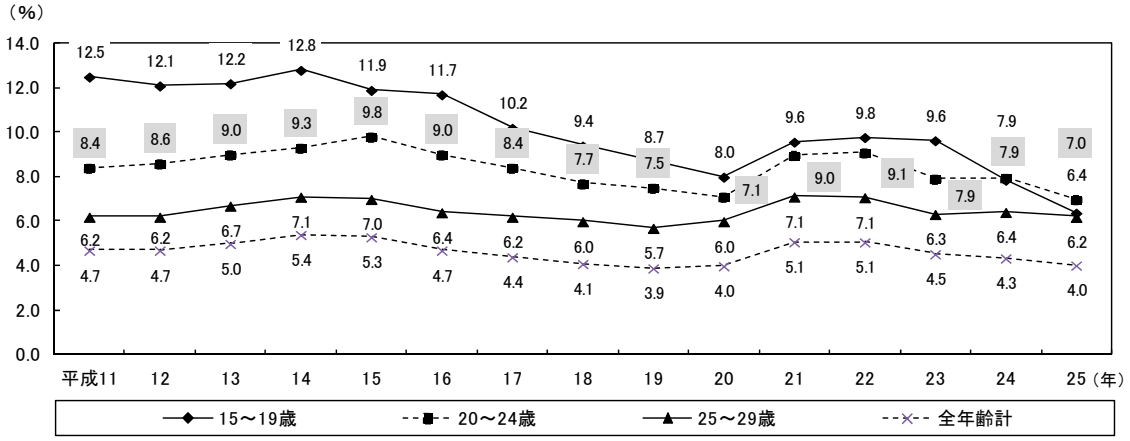

資料:労働力調査(総務省)

フリーター・若年無業者の推移

フリーターは平成20年には170万人と減少していましたが、翌平成21年以降増加に転じ、平成 25 年で 182 万人となっています。若年無業者は、年によってばらつきはあるものの概ね 60 万人前後で推移しています。若年者の自立・就業支援が課題となっています。

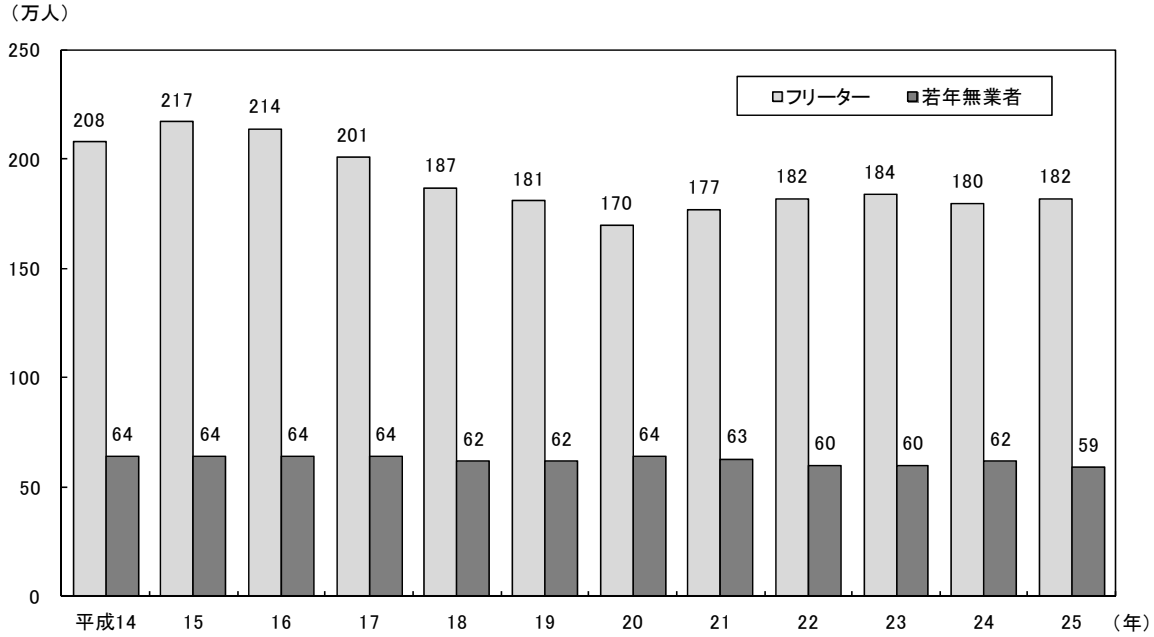

資料:「青少年白書」及び「子ども・若者白書」(内閣府)、「労働力調査」(総務省)

自分専用として持っているもの （小学生高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、「携帯電話、スマートフォン」の所有率が高くなっており、小学生で23.5%、中学生で54.5%、高校生で94.1%となっています。

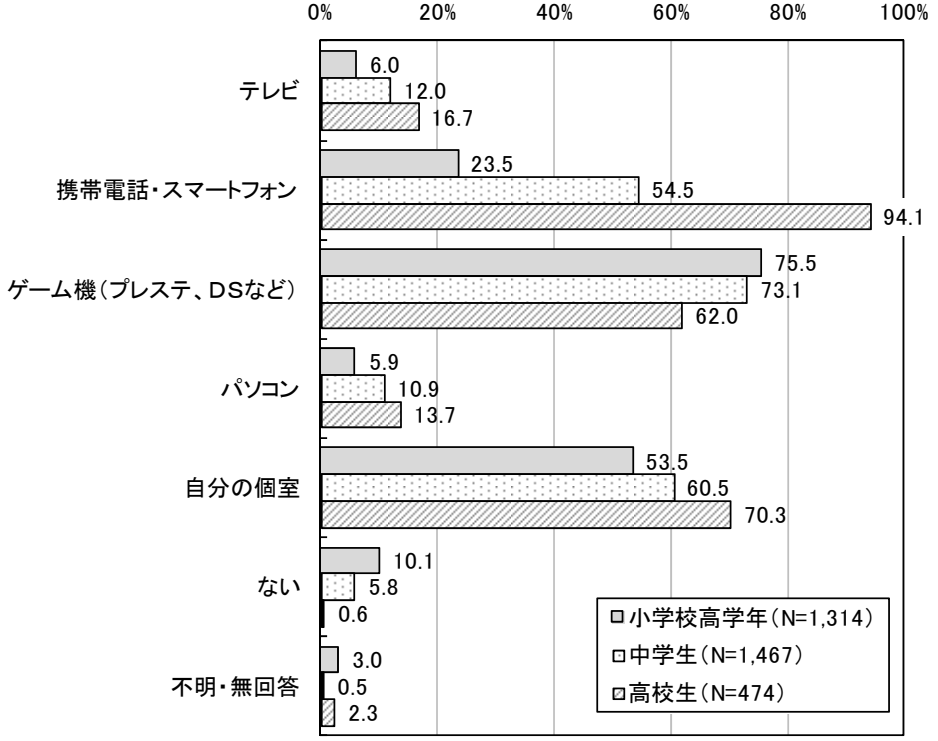

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

平日、学校が終わった後に携帯電話・スマートフォンを使った時間

（小学生高学年、中学生、高校生）

年齢が上がるにしたがい、使用時間が増加しており、高校生では、携帯電話・スマートフォンを「４時間以上」使った人の割合が9.6%にも及んでいます。

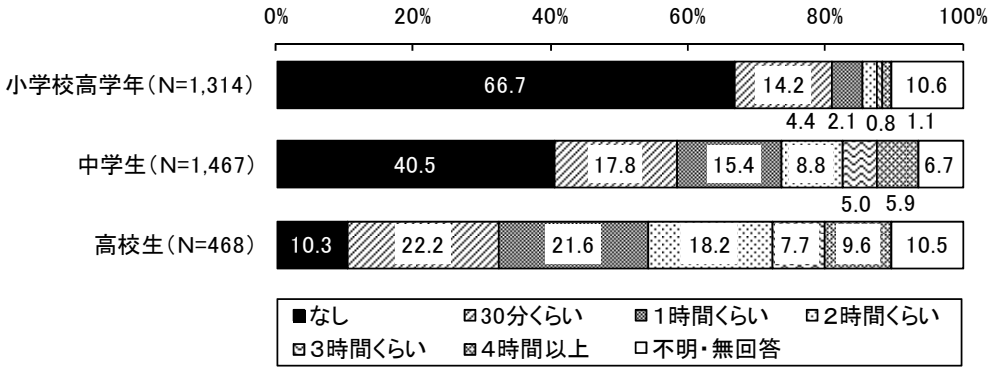

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

外出の頻度 （中学生、高校生、青少年）

『ふだんは家にいる』（＝「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」＋「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」＋「自室からは出るが、家からは出ない」＋「自室からほとんど出ない」）は、高校生が 3.1%、青少年（19～29 歳）が 6.0%となっています。このうち、その状態になってから６か月以上に及ぶ人の割合は、それぞれ 1.9%、4.6%となっています。

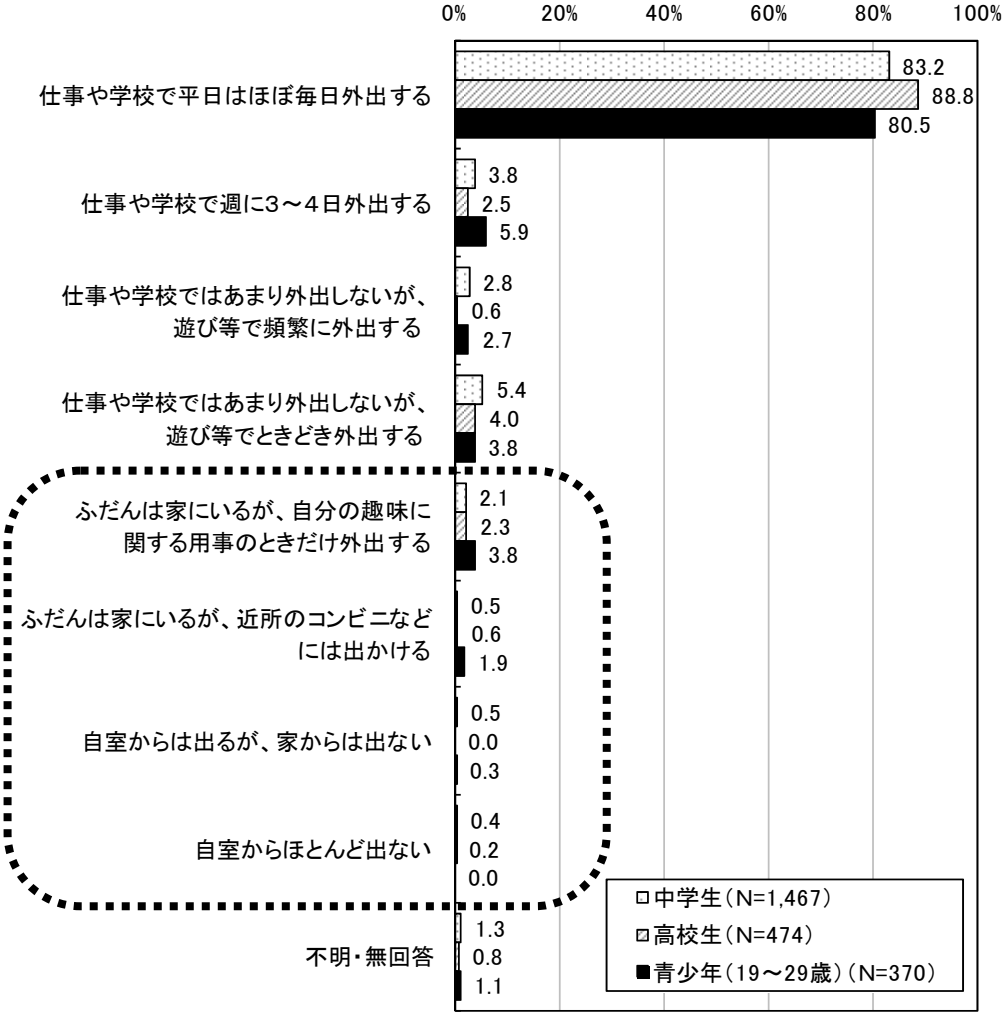

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

※平成 22 年内閣府調査の全国結果（15 歳～39 歳対象）で『広義のひきこもり』（＝「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」＋「ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける」＋「自室からは出るが、家からは出ない」＋「自室からほとんど出ない」で、その状態になってから6か月以上経過し、妊婦、自宅で仕事をしている人、主に家事・育児をする人などは除く）は 1.79%となっています。

7 子どもの権利に対する意識

本市では「豊田市子ども条例」において、すべての子どもの「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」を保障しています。また、子どもの権利学習プログラムを実施するなどの啓発活動を推進しています。

市の調査によると、「子ども条例」や「子どもの権利相談室」の認知度が向上しているだけでなく、子どもに思わず手をあげたりする親が減少し、いやなことをされたりいじめられたりする子どもも減少しており、子どもの権利を守る取り組みが市民生活に浸透しつつあることがわかります。

しかしながら、依然としていじめや児童虐待は社会問題として存在しており、その解消に向けた継続的な取り組みが求められています。

「豊田市子ども条例」の認知度 （小学生、中学生、高校生）

『知っている』（＝「内容まで知っている」＋「あることを知っている」）は、H21 年調査と比べて、小学校低学年で 1.5 ポイント、小学校高学年で 6.1 ポイント、中学生で 10.9 ポイント、高校生で 9.3 ポイントそれぞれ高くなっており、認知度の向上がうかがえます。

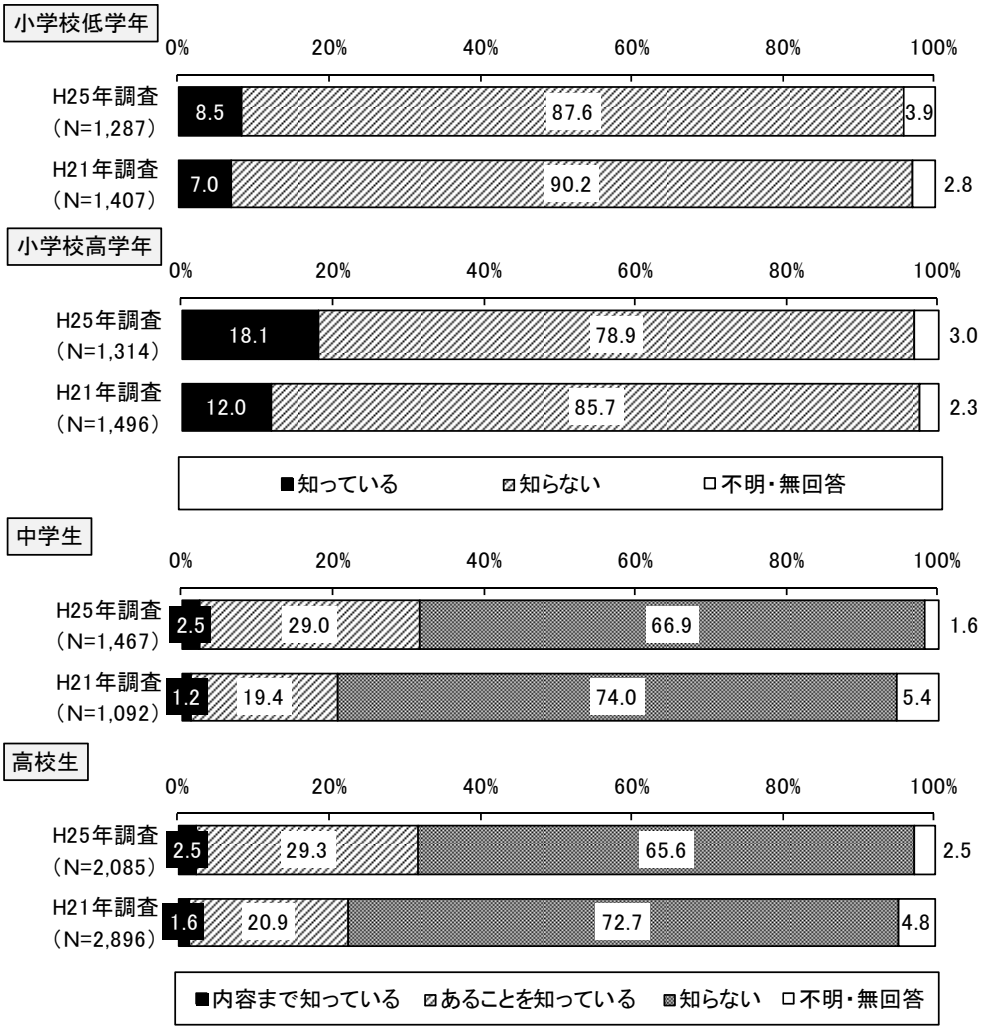

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

「とよた子どもの権利相談室」の認知度　（小学生、中学生、高校生）

「知っている」が、H21 年調査と比べて、小学校低学年で 9.2 ポイント、小学校高学年で 10.8 ポイント高くなっています。中学生、高校生は２割程度の認知度となっています。

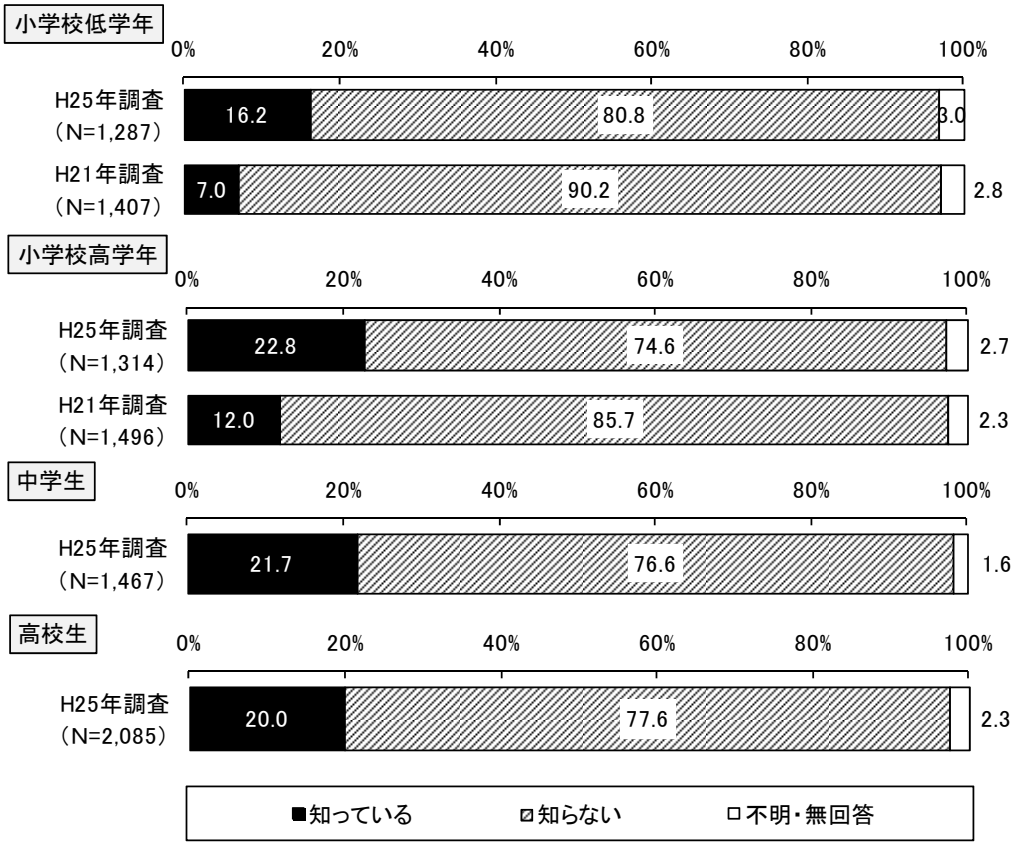

資料：豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成 25 年）

豊田市における「子どもの権利」の尊重に関する現状認識

（小学生保護者、中学生保護者、市民、中学生、高校生）

『尊重されている』（「尊重されている」＋「まあ尊重されている」）は３割から４割程度となっています。概ねH21年調査に比べて増加しているものの、高校生では減少しています。

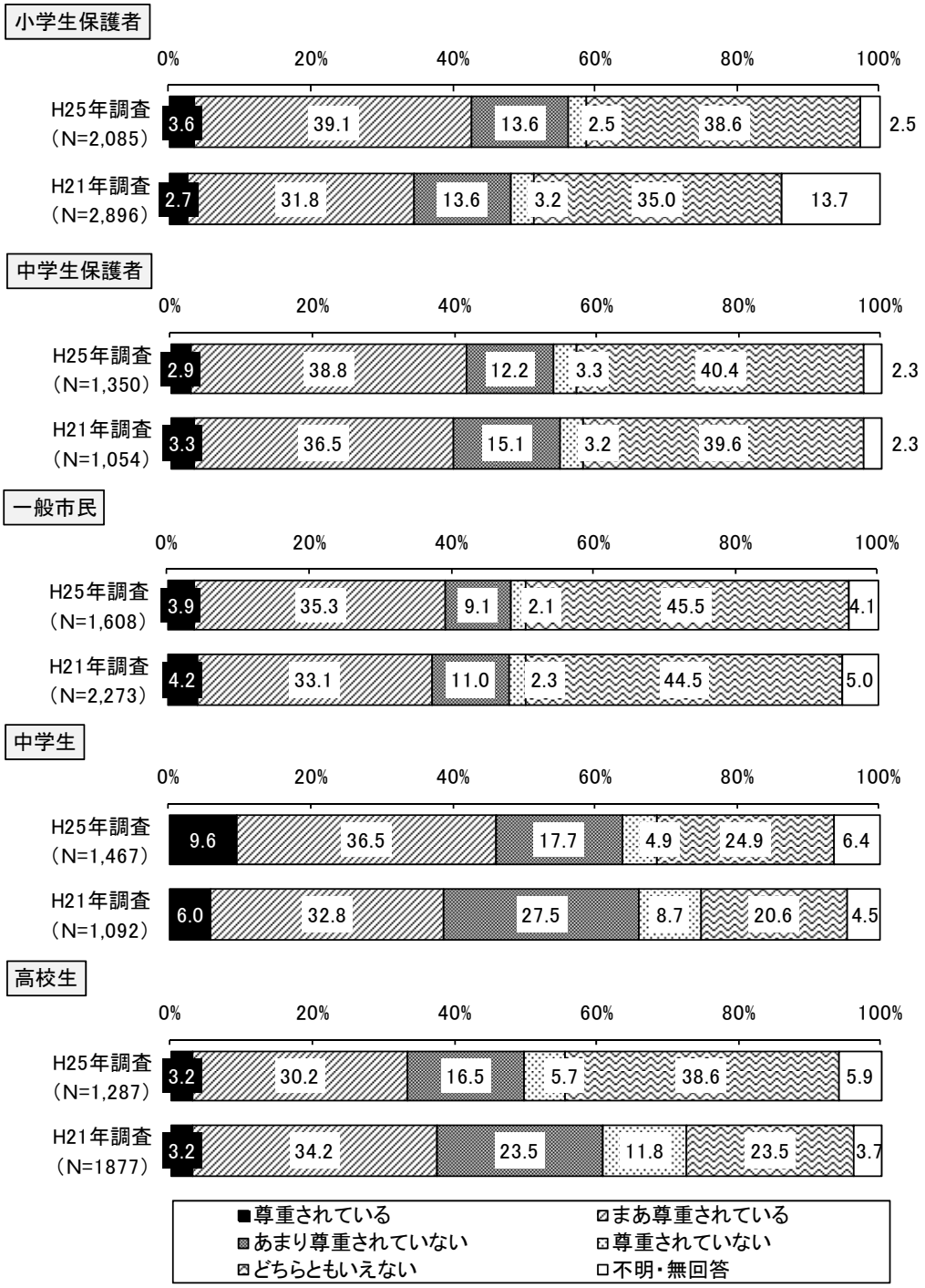

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成25年）
豊田市子ども・青少年の生活と意識に関する調査（平成25年）

子どもが学校に行かなくなったこと（不登校）の有無 （小学生保護者、中学生保護者）

「よくあった」「時々あった」「現在学校に行っていない」を合わせると、小学生保護者で8.0%、中学生保護者で11.1%となっています。

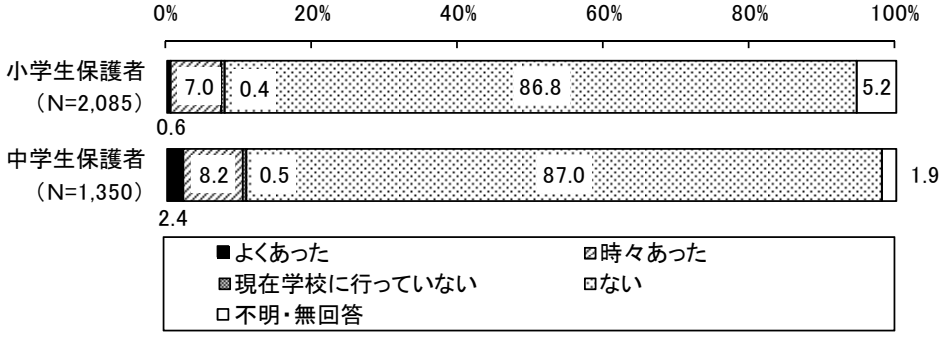

資料：豊田市子ども・子育てに関する市民意向調査（平成25年）

いじめの認知件数の推移

いじめの認知件数は、小学校で各年度1,200件以上、中学校では年度によってばらつきがあり、300～800件程度となっています。

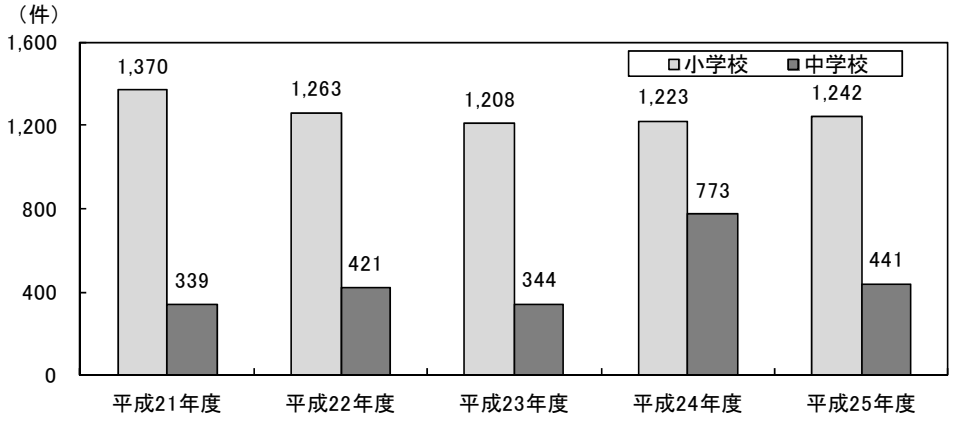

資料：豊田市生徒指導上の諸問題調査

児童虐待の動向

愛知県の児童・障害者相談センター等における児童虐待件数は平成 22 年以降増加傾向にあり、平成 24 年には 3,262 件と大幅に増加しています。

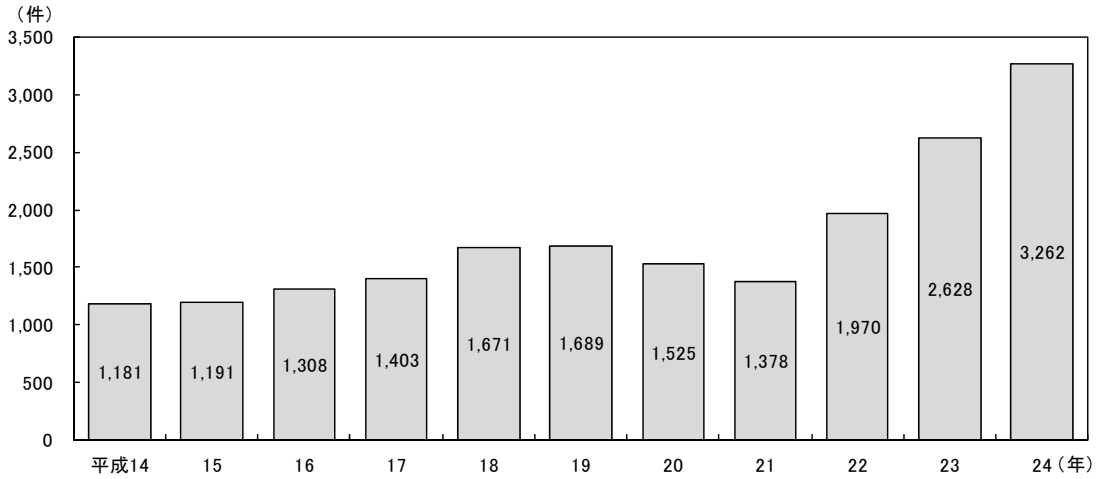

資料：愛知県健康福祉部「平成 24 年度児童（・障害者）相談センター相談実績の概要について」
名古屋市子ども青少年局「平成 24 年度名古屋市児童相談所相談実績等の概要について」

子どもの権利相談室の相談件数

子どもの権利相談室の相談件数は、いじめが 115 件と最も多くなっているものの、相談者の大半は大人となっており、子どもの相談はわずか６件となっています。

子どもの相談は「性の悩み」が 52 件、「家庭関係の悩み」が 44 件と高くなっています。

（件数）

相談内容	子ども	大人	計
いじめ	6	109	115
交友関係（いじめ除く）	13	52	65
不登校	0	32	32
進路問題	2	7	9
心身の悩み	1	0	1
性の悩み	52	0	52
教職員等（保育士等含む）の暴力	0	9	9
教職員等（保育士等含む）の暴言や威嚇	0	24	24
学級崩壊	0	1	1
教職員等のその他指導上の問題	1	31	32
学校・こども園等の対応の問題	1	53	54
子育ての悩み	0	54	54
家庭関係の悩み	44	25	69
家庭内虐待	13	8	21
子どもの福祉的処遇	0	5	5
その他	3	19	22
計	136	429	565

資料：とよた子どもの権利相談室調べ（平成 25 年度）

8 社会的支援が必要な子育て家庭の状況

子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに成長できる環境を整備する必要があります。国の調査によると、相対的貧困率※は増加傾向にあり、ひとり親世帯の相対的貧困率は、より高くなっています。

本市では、配偶者がいない小中学生の保護者は全体の１割前後となっており、支援が必要な世帯が多いことがうかがえます。

また、ひとり親家庭だけでなく、障がい児のいる家庭、外国籍の子どもや保護者の家庭、医療の対応が必要な子どものいる家庭など、多様なニーズに対する子育て支援に取り組む必要があります。

※相対的貧困率：世帯所得をもとに国民一人ひとりの所得を計算して順番に並べ、真ん中の人の所得の半分に満たない人の割合

家庭類型別世帯割合の変化

夫婦と子どもの世帯が減少し、ひとり親と子どもの世帯が増加する傾向にあります。ひとり親家庭への支援の充実が必要となっています。

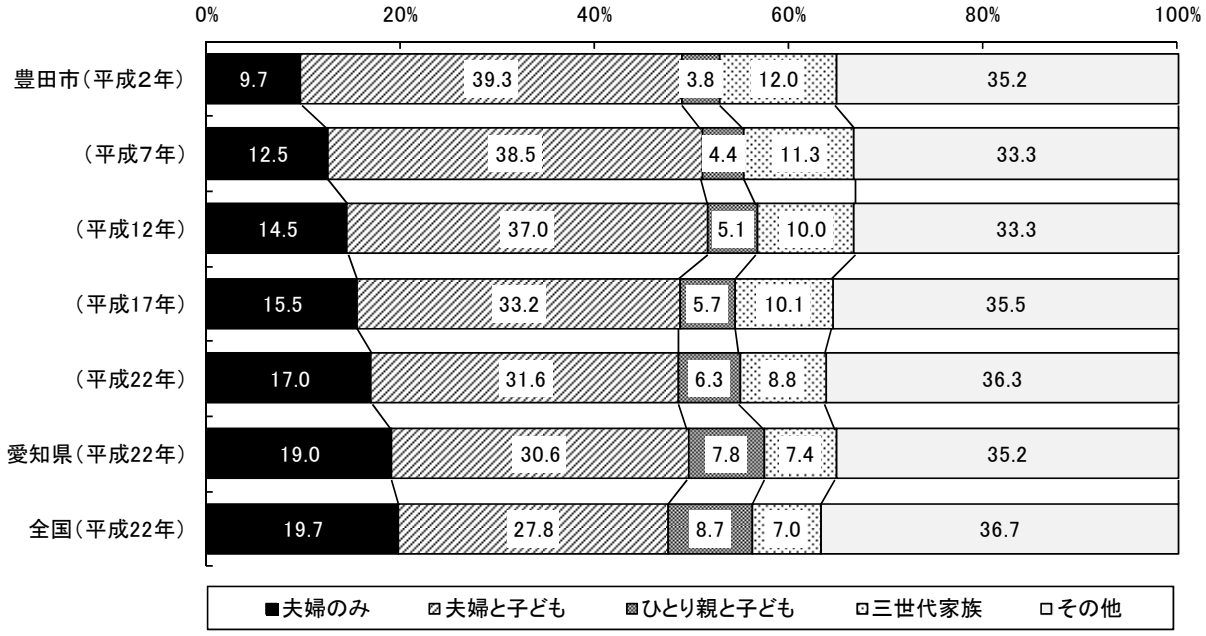

資料：国勢調査

18 歳未満の療育手帳（判定区分別）保持者数の推移

18 歳未満の療育手帳保持者数は年々増加しており、平成 25 年で 845 人となっています。知的障害児や身体障害児のみならず、発達障害の児童・生徒に対する対応も課題となっているため、その把握や周囲の理解に向けた取り組みが求められています。

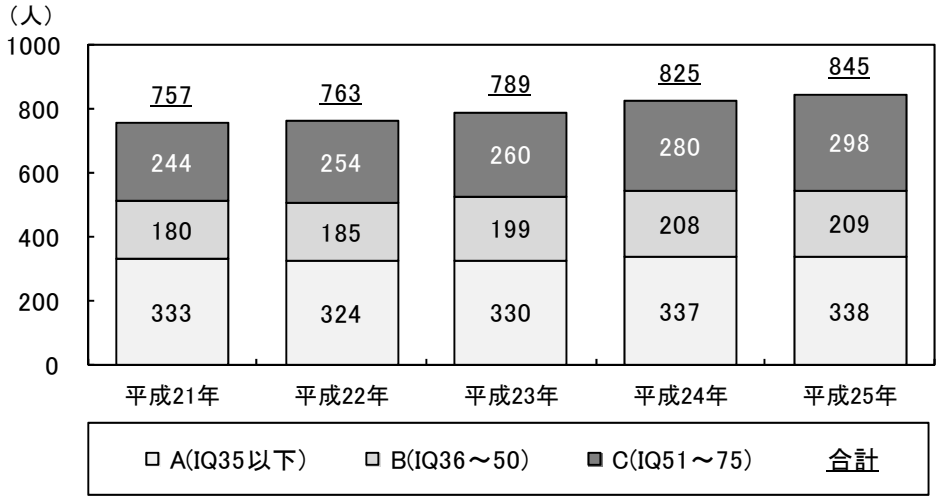

資料:豊田市市民福祉部障がい福祉課

年齢別外国人割合

本市の全人口に占める外国人の割合は、3.1%となっており、中でも 20～30 歳代の割合が高くなっています。

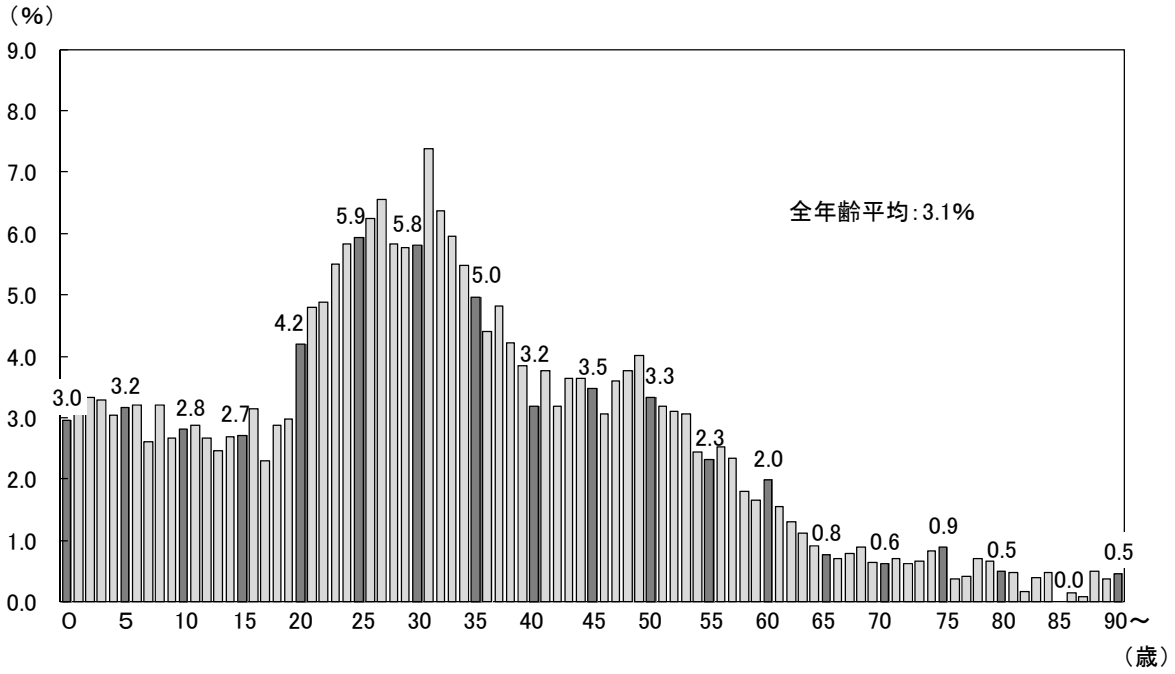

資料:住民基本台帳
注:平成 26 年4月1日現在

第３章　計画の基本的な考え方

（１）基本理念

少子化の進展やライフスタイルの多様化により、子どもと子育て家庭をめぐる様々な問題が顕在化してきています。子どもの育ちや子育て家庭への支援を強化し、子どもが健全に育成される環境を整備することが課題となっています。

この課題に対し、子どもだけでなく、子どもを取り巻く「親」「地域」などが成長し、共働しながら、子どもの個性や発達段階に配慮した、よりよい子育て環境づくりを進めていくことが求められています。

子どもは、個々の人格を尊重され、最善の利益を考慮されるべき存在であるともに、生まれながらにして「育つ力」を有する存在です。子どもが「主体性」を持って、たくましく健やかに育ち、その力を最大限生かすこと、すなわち「子育ち」への支援を重視することが必要です。また、子どもの発想や考えがまちづくりや社会の創造に生かされるようにしていくことも重要です。

「子育て」は「親育ち」というように、親は子どもの成長とともに育っていくと考えられます。親が子育ての喜びを感じつつ、きちんと子育てにおける責任を果たすことができるように、親自身の子育てに関する学びや親同士の助け合いを促進するなど、「親育ち」を積極的に支援していく視点が必要です。

さらに、「子育ち」「親育ち」への支援にあたっては、行政による支援だけでなく、地域の住民一人ひとりが子育てに関する理解を深め、地域の子どもたちが健やかに育つことを願って、身近な人々で子育てを支え合うことが重要です。また、企業も地域社会の一員として、子どもの育成に関する一定の役割を果たすことが求められています。

このような認識のもとに、本市においては、子ども、親、地域など様々な主体が互いに助け支え合いながら「育ち合う」関係を構築する中で、子どもにやさしいまちづくりを推進していくことを目指し、「子ども・親・地域が育ち合う　子どもたちの笑顔が輝くまち　豊田」を基本理念として掲げます。

基本理念

子ども・親・地域が育ち合う
子どもたちの笑顔が輝くまち豊田

（２）基本的視点

本計画を推進するにあたり、以下の３つの基本的視点を踏まえ、子どもの発達・成長を一体的・連続的にとらえた施策を展開しています。

１　子どもの権利保障と子どもにやさしいまちづくり

子どもは、一人ひとりが独立した人格を持つかけがえのない存在であり、尊厳を守られ、最善の利益を保障されるべき存在です。また、子ども自身が持つ力を引き出し、子ども自身が社会や文化の創造に貢献したり、まちづくりに参加したりする機会も与えられる必要があります。

平成19年に制定した「豊田市子ども条例」においては、すべての子どもが「安心して生きる権利」「自分らしく生きる権利」「豊かに育つ権利」「参加する権利」が保障されています。そして、すべての市民が子どもに対する責任を負っていることが規定されています。

子ども条例に規定されるように、子どもの権利を保障するとともに、子どもから大人までのすべての市民が、それぞれの責任を果たしながら、子どもにとってやさしいまちづくりを推進していくことを目指します。

２　子どもの育ちを第一に考えた支援の充実

子ども･青少年が最善の利益を享受し、健やかに、たくましく成長できるようにするためには、乳幼児期から学童期･思春期を経て自立するまでの一貫した支援が必要となります。

この一貫した支援は、教育･保育の質の確保などの行政の支援とともに、子育ての第一義的な責任を有する親自身や家庭が子育ての意義を理解し、その喜びを感じながら、子育てを通じて成長していくことも重要な要素のひとつです。

子どもの育ちを第一に考え、子ども自身が主体的に成長できるよう支援を行っていくことが重要です。

３　社会全体で取り組む子ども･青少年の育成

「子どもは社会の宝」であり、子育ては家庭のみならず、広く社会全体で支えていくことが求められます。

本市においては、「子どもは地域社会全体で育てるべきもの」という意識の醸成とともに、家庭、地域社会、企業、行政などの様々な主体が、互いの立場や世代の違いを超えて重層的に子ども･青少年の育成に参画する取り組みを進めてきました。

今後さらに、こうした取り組みについて、子ども、親、地域住民、企業、団体など行政以外の主体の力を高め、その発意を尊重し、自主的な活動の企画や運営を促し、取り組みを進めていくことが必要です。

第４章　施策の取組方針

（１）施策の取組方針

「基本理念」に基づき、現状と課題を踏まえた４つの施策の取組方針に沿った事業展開を行います。

取組方針1. 安心して生み育てられる支援体制の充実

親が安心して子どもを生み育てることができるようにするためには、妊娠期・出産期・乳幼児期のそれぞれの発達段階に応じた、健康管理体制の充実が必要です。加えて、子育てにかかる経済的負担の軽減も必要となってきます。また、核家族化に伴う世帯規模の縮小により、地域のつながりの希薄化が進んでいるため、子育てに不安感や負担感を抱く保護者に対して、相談や情報提供などの機会の充実に取り組みます。

さらに、ひとり親家庭や障がいのある子どもの成長と自立への支援等、個々に応じた支援体制の確立・きめ細かな支援を実施します。

【分野】

１　妊娠・出産と親子の健康づくり
２　子育ての不安や負担の軽減
３　安全安心な子どもの生活環境の整備

【重点事業】

ア　２４時間体制の「育児相談コールセンター」の設置
イ　（仮）１歳児講座の開催

取組方針2. すべての子どもが必要な保育と幼児教育を受けられる環境づくり

待機児童解消のため、こども園の充実を図るとともに、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行の促進を図り、保育の受入人数の拡大を目指します。また、教育・保育施設を補完する機能として、小規模保育、事業所内保育等の地域型保育事業を活用します。

また、早朝・延長保育、病児・病後児保育、一時預かりなどの充実を図り、多様化するニーズに対応します。

すべての子どもが、親の就労状況の違いにかかわらず、質の高い幼児期の学校教育・保育を受けられるよう努めます。

【分野】

４　保育需要への対応
５　良好な保育・幼児教育環境の確保

【重点事業】

ウ　０～２歳児の受け入れ枠の拡大と保育・教育環境の向上

取組方針3. 子どもの権利の保障と青少年の健全育成

子ども条例に定めているとおり、子どもの権利が総合的に保障され、そのことについて、子どもを含めたすべての市民が十分に理解し、児童虐待などの悲惨な事件が起こらない社会の実現を目指します。

子どもの主体性を尊重しながら、子どもが自ら育つ力である「子育ち力」を向上し、周囲の大人や社会がその育ちを支援するよう努めます。

また、ニート・ひきこもりなど、深刻化する青少年問題に対処し、青少年の自立と健やかな成長を促し、その意欲や能力を十分に発揮できる社会の実現を目指します。

【分野】

6　子どもの権利保障
7　次代を担う青少年の健全育成

【重点事業】

エ　いじめ防止体制の整備
オ　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組
カ　放課後児童クラブの充実と居場所づくり事業との一体的運用の推進
キ　高校生・大学生の社会参加活動促進事業
ク　自立支援体制の充実

取組方針4. 地域ぐるみによる子育て社会の創造

子どもは、行政はもとより、家庭、学校、企業、地域それぞれの主体が、それぞれの役割を担いながら、社会全体で育てるべきであると考えます。

中でも、家庭における子育て力の低下が懸念されているため、家庭内でのコミュニケーション機会の増加と、家庭教育力の向上に努めます。

また、企業においては、労働者の健康と生活に配慮するとともに、親が子育ての時間を確保しできるよう、ワーク・ライフ・バランスの理解と充実に取り組みます。

【分野】

8　ワーク・ライフ・バランスの推進
9　家庭教育力の向上
10　地域力を活かした子どもの育成

【重点事業】

イ　（仮）１歳児講座の開催（再掲）
ケ　親育ち交流カフェの開催

（２）施策体系図　　※現時点では案です。

第２次子ども総合計画

【基本理念】　「子ども・親・地域が育ちあう　子どもたちの笑顔が輝くまち豊田」

【施策の取組方針】	【分野】	【施策】	【重点事業】
1 安心して生み育てられる支援体制の充実	1　妊娠・出産と親子の健康づくり	（１）安心して妊娠・出産できる環境の整備 （２）乳幼児の健康づくり	**ア　24時間体制の「育児相談コールセンター」の設置** **イ　（仮）１歳児講座の開催**
	2　子育ての不安や負担の軽減	（３）社会的支援を要する子ども・家庭への対応 （４）相談・情報提供等の充実 （５）経済的負担の軽減	
	3　安全安心な子どもの生活環境の整備	（６）子どもの安全対策の推進 （７）子どもの遊び場の整備	
2 すべての子どもが必要な保育と幼児教育を受けられる環境づくり	4　保育需要への対応	（８）待機児童の解消 （９）多様な保育ニーズへの対応	**ウ　０～２歳児の受け入れ枠の拡大と保育・教育環境の向上**
	5　良好な保育・幼児教育環境の確保	（10）保育・幼児教育施設の整備 （11）保育・幼児教育の質の向上	
3 子どもの権利の保障と青少年の健全育成	6　子どもの権利保障	（12）子どもの権利の意識啓発 （13）児童虐待防止対策強化 （14）いじめ・不登校対策の充実	**エ　いじめ防止体制の整備** **オ　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組** **カ　放課後児童クラブの充実と居場所づくり事業との一体的運用** **キ　高校生・大学生の社会参加活動促進事業** **ク　自立支援体制の整備**
	7　次代を担う青少年の健全育成	（15）青少年の社会参加の促進と主体性の育成 （16）青少年の活動の場づくり （17）青少年の悩みの対応と非行防止 （18）ニート・ひきこもりへの対応	
4 地域ぐるみによる子育て社会の創造	8　ワーク・ライフ・バランスの推進	（19）ワーク・ライフ・バランスの理解の促進 （20）企業の取組の推進	**イ　（仮）１歳児講座の開催（再掲）** **ケ　親育ち交流カフェの開催**
	9　家庭教育力の向上	（21）親育ちの支援 （22）子育ての仲間づくりや情報共有の場の提供	
	10　地域力を活かした子どもの育成	（23）地域力を活かした子育て活動の推進 （24）世代間交流による子育ち支援	

第５章　施策の展開

（１）重点事業

ア　24 時間体制の「育児相談コールセンター」の設置　　≪子ども家庭課≫

事業概要

育児不安を抱える保護者に対して、育児不安等を軽減するため、育児に関する相談に対応できる、２４時間体制のコールセンターを設置します。子育ての不安をいつ感じても、２４時間体制でいつでも相談できるよう対応します。

「子育てに自信がなくて疲れてしまう」「子どもが泣きやまない」など、子育てに関する悩み、子どもに関する相談に、相談員が応じます。

実施スケジュール

H27	H28	H29	H30	H31
検討、調整、準備	本格実施			

イ（仮）1歳児講座の開催　　≪子ども家庭課≫

事業概要

１歳６か月児健診で、言葉がまだ話せない子どもが近年急激に増加し、受診児の１割に達しています。また 11 語以上話せる子どもが以前は約５割弱でしたが、現在は３割弱に減少しています。３歳児健診では、おむつが取れない子どもが以前は１割程度でしたが、最近は４割強に達しています。このように社会環境の変化等の影響により、子どもへの良質な発達発育刺激の低下が危惧される状況となっています。

１歳児とその保護者を対象とし、「あかちゃんから幼児への子育てポイント」を親子で楽しみながら学ぶ講座（講話・親子遊び・グループワーク）を実施し、親としての関わり方や、遊び方等を知り、スマートフォンなどの媒体を使った遊びではなく、ふれあいや、言葉をかけることの大切さを感じ、家庭で無理なく実践できる方法を学べるようにします。

実施スケジュール

H27	H28	H29	H30	H31
検討、調整、準備	講座実施			

ウ　０～２歳児の受け入れ枠拡大と保育･幼児教育環境の向上　　≪保育課≫

事業概要

保育ニーズの高い０～２歳児の受入枠を拡大し、私立幼稚園の幼保連携型認定こども園への移行により、働きながら子育てしやすい環境を整備し、待機児童の解消につなげます。

寺部こども園や私立こども園の改築により、受入拡大と保育・幼児教育環境の向上を図ります。

計画最終年度である平成 31 年度に向けて､教育･保育提供区域ごとに目標事業量を設定し、その確保に努めます。

実施スケジュール

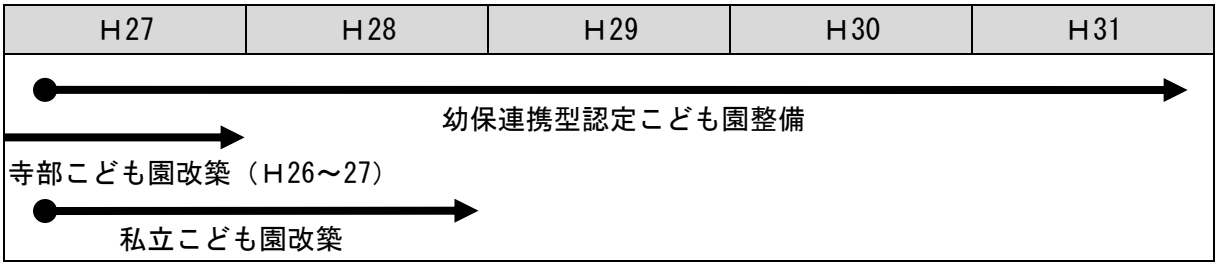

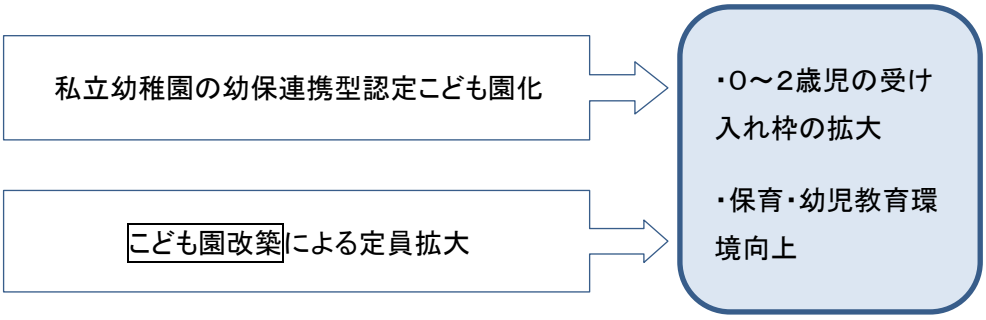

エ いじめ防止体制の整備

≪学校教育課　次世代育成課≫

事業概要

豊田市いじめ防止基本方針に基づき、総合的かつ効果的ないじめ対策を推進するため、学校、教育委員会、家庭、関係機関等の幅広い連携を図り、いじめの防止、早期発見、早期対応に向けた各種の取組を実施します。

【主な取組】

・子どもへの道徳教育の充実
・家庭や教職員向けの研修開催、情報誌発行等による啓発活動
・毎月のいじめ状況調査や校内検討会議の開催、相談機能の充実
・スクールソーシャルワーカーや弁護士等専門家による支援等

【推進組織】

①いじめ問題対策連絡協議会　（子どもにやさしいまちづくり推進会議が兼ねる）
②いじめ問題専門委員会　（教育委員会附属機関）
③いじめ不登校対策推進委員会　（教員による研究組織）
④いじめ問題調査委員会　（②の組織が兼ねる）
⑤いじめ再調査委員会　（市長の附属機関）

実施スケジュール

H27	H28	H29	H30	H31
●→				
組織等の設置	いじめ問題対策連絡協議会等を定期的に開催			
●→				
	各学校でいじめの状況の調査を実施、いじめに関する研修、啓発活動			

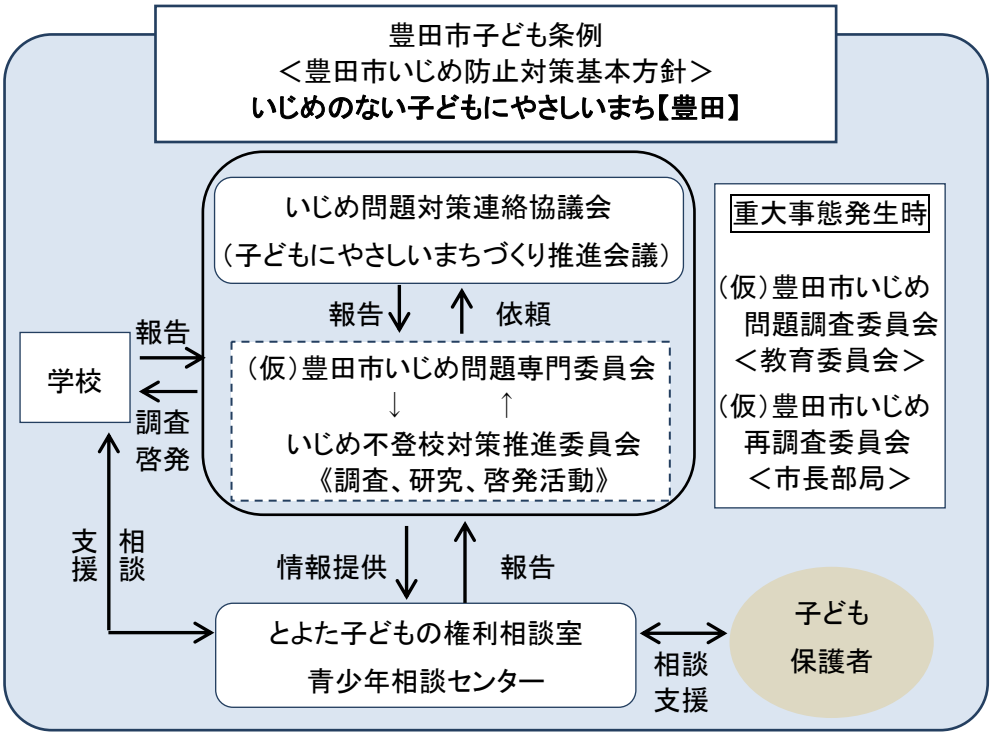

オ　ソーシャルメディアの適切な利用に向けた取組　　≪次世代育成課≫

事業概要

スマートフォン等の普及により、多くの青少年がソーシャルメディアを頻繁に利用しており、それに関わる友人同士のトラブルや健康被害が増加しています。

その解決に向けて、主に小中学生とその親を対象に、ソーシャルメディアの適切な利用を促す市民運動を展開するとともに、研修会や講座を開催し、啓発を図ります。

・青少年健全育成推進協議会が中心となった啓発活動
・各青少年育成団体（ＰＴＡ・民児協等）による研修会
・（仮）大学生等による講座開催（対象は小中学生）

※ソーシャルメディア：ＳＮＳ（フェイスブック、ラインなど）、ブログなど、インターネットを利用して個人間のコミュニケーションを促進するサービス。

実施スケジュール

Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29	Ｈ30	Ｈ31
市民運動実施、検証	市民運動実施			
研修・講座実施、検証	研修、講座実施			

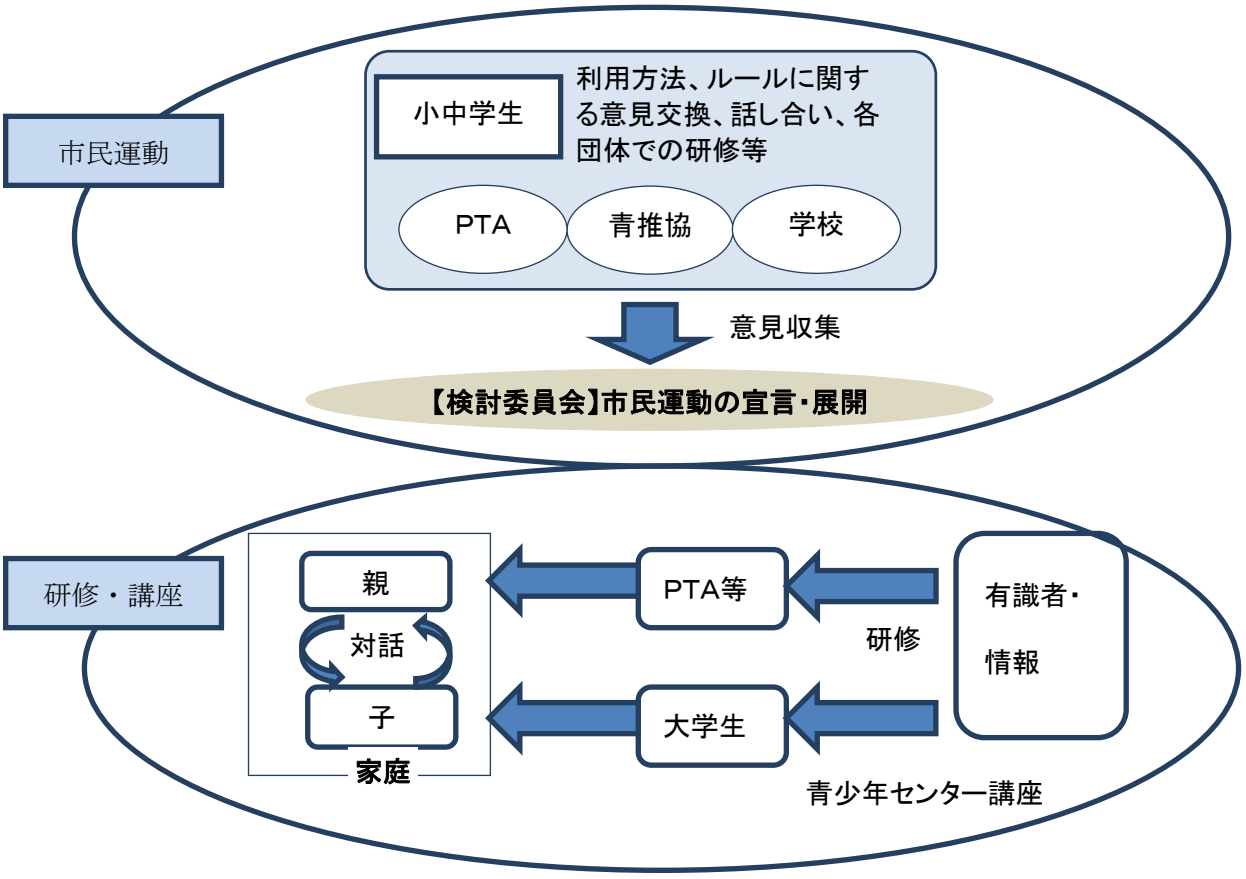

カ　放課後児童クラブの充実と居場所づくり事業との一体的運用の推進　　≪次世代育成課≫

事業概要

放課後児童クラブの運営体制を整え、放課後児童クラブの質の向上と安定した運営を図ります。また、放課後児童クラブを委託化し、民間のノウハウを活かして魅力のある運営と、安定した指導員の雇用を図ります。

４年生の受け入れの実績を検証し、高学年児童（５、６年生）の受入れを検討するとともに、すべての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な活動ができるよう、放課後児童クラブと居場所づくり事業の一体的運営方法を検討します。

実施スケジュール

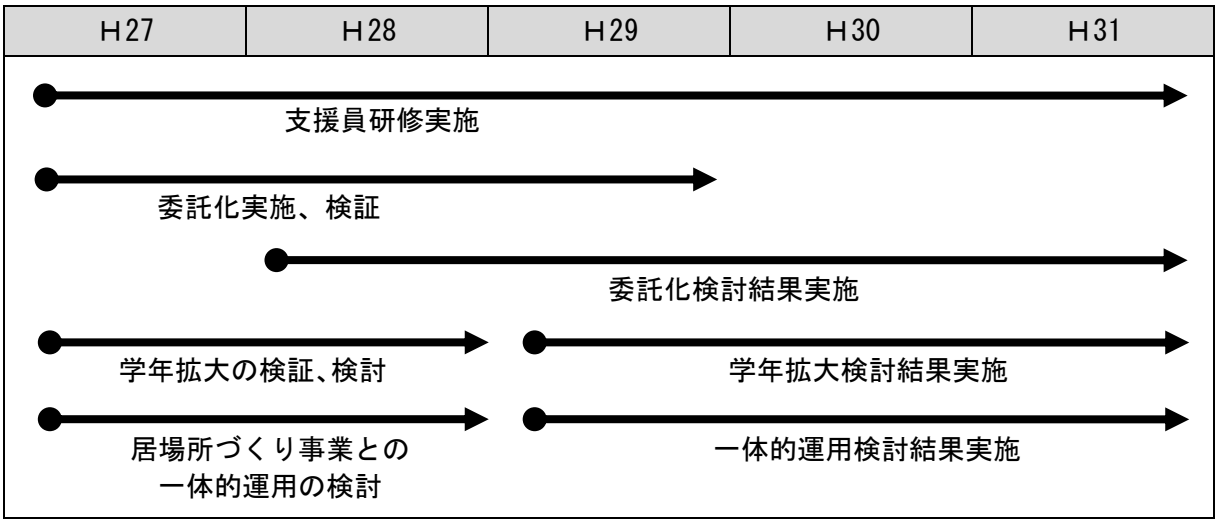

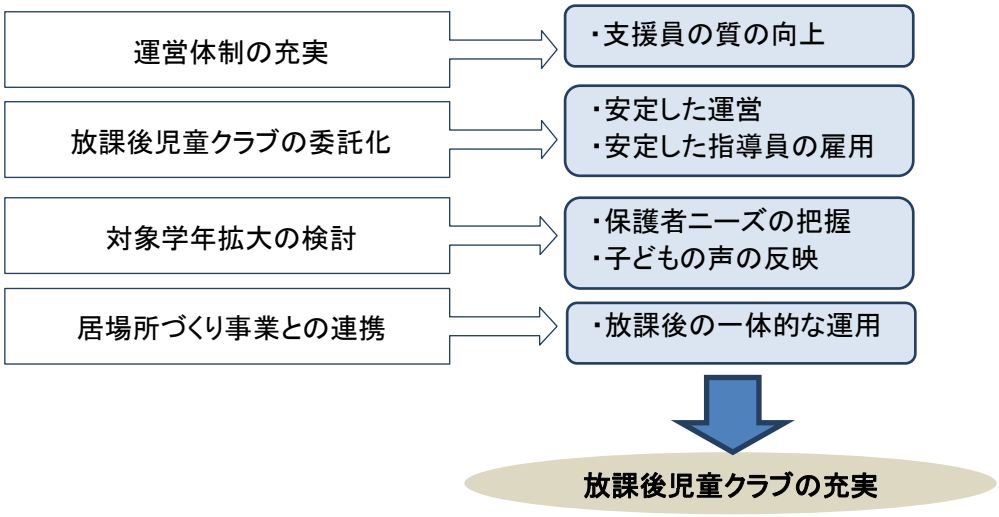

キ　高校生･大学生の社会参加活動促進事業　　≪次世代育成課≫

事業概要

青少年センターを学校の枠を越えた高校生・大学生の交流・活動拠点として位置づけ、社会活動への参画を促します。

【居場所・たまり場事業】
広報紙や大学連携協定を活用した情報発信などにより、青少年センターを学生同士の交流や活動の場として積極的にＰＲし、高校生・大学生を呼び込みます。

【イベントへの参加、企画、運営】
中学生・高校生ボランティア講座を実施し、主体的な活動を促進するとともに、イベント等の実行委員会への参加を促し、企画・運営への参画を進めます。

【高校生・大学生のボランティア登録・派遣】
高校生や大学生の得意な活動をデータベース化して、団体のボランティア登録を行います。地域でのニーズに対応した応援活動ができるよう、スキルアップ講座の開催とボランティア派遣を行います。

【社会参加活動促進情報の発信】
ボランティア、インターンシップ、就職等の情報を集積し、公開します

実施スケジュール

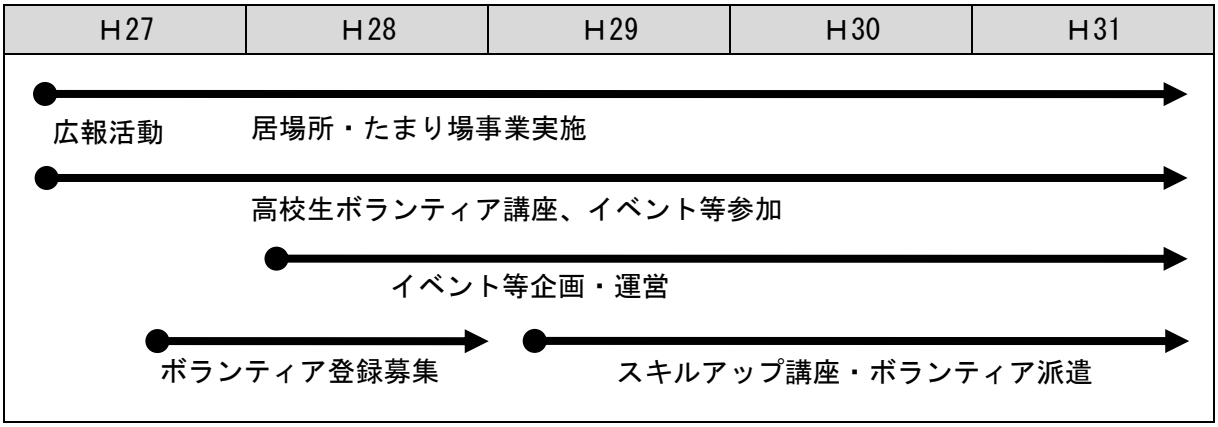

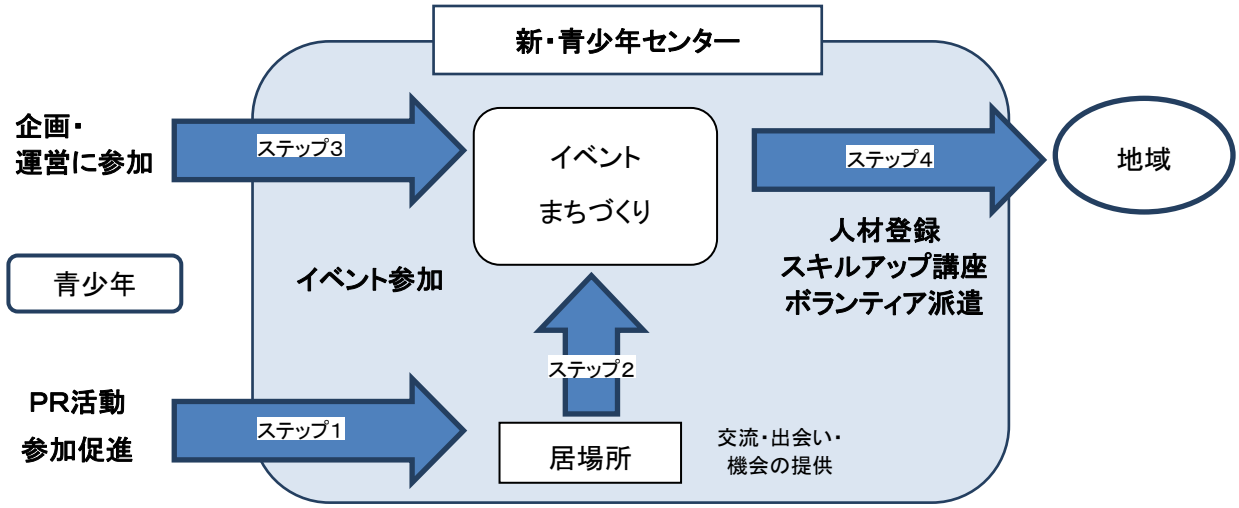

ク　自立支援体制の整備　　≪次世代育成課≫

事業概要

自立支援サポートステーションを新・青少年センター内に開設し、主に 18 歳以上のひきこもり状態の人とその保護者を対象に、自立に向けた相談、就労などに向けた学習・訓練、当事者や保護者のグループ活動の支援等、社会参加や就労に向けた支援を行います。

運営は、ＮＰＯ法人とし、臨床心理士等の資格者を配置するとともに、自立支援サポートステーションや青少年相談センターなどの関連機関からなる自立支援地域協議会を設置します。

自立支援のネットワークを構築し、それぞれの専門性を生かしながら連携し、自立に対して困難を有する青少年を継続的に支援します。

実施スケジュール

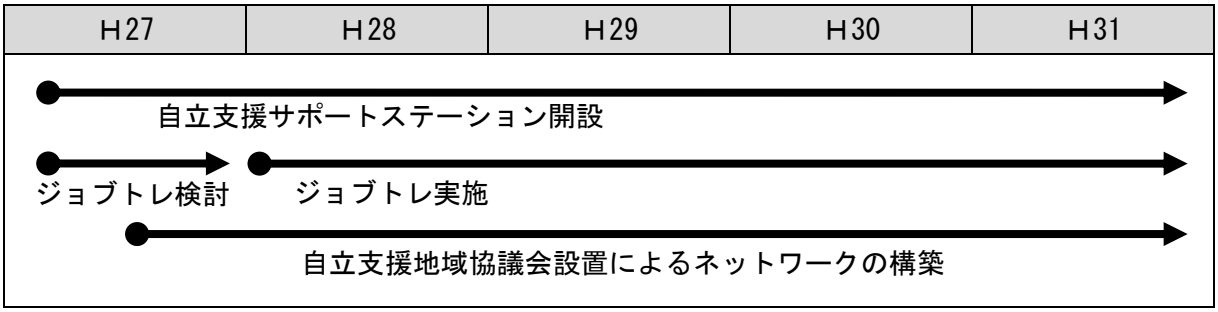

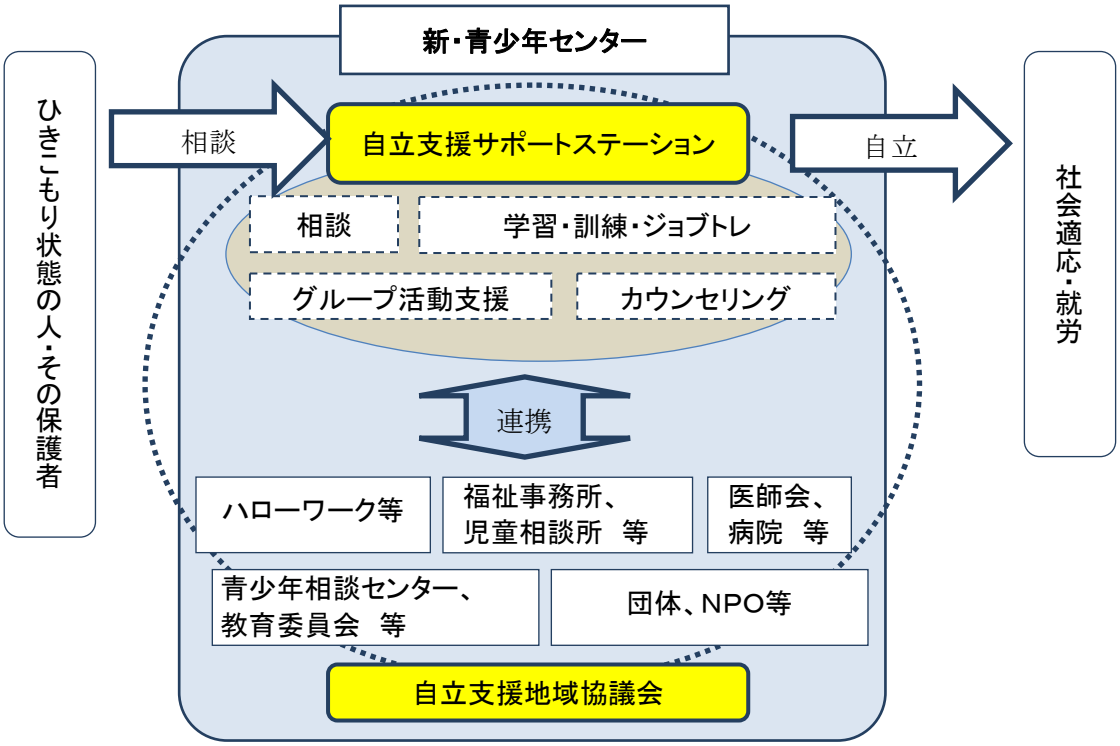

ケ　親育ち交流カフェの開催　　≪次世代育成課≫

事業概要

保護者・地域住民・学校などの協力を得ながら、保護者が集まって、子育てに関する情報交換や相談をする機会となるよう「親育ち交流カフェ」を開催します。

子育ての先輩保護者から子育てに関する話を聞くなど、保護者同士の交流とともに、地域力を活用して学び合う関係を築きます。

「親育ち交流カフェ」は、ＰＴＡ、青少年健全育成推進協議会、学校、ＮＰＯなどがファシリテータ（進行役）となり、気軽に参加できるワークショップのスタイルで、交流館、学校、地域の施設などで開催します。家庭教育手帳「親ノート」を活用するなど、楽しく、わかりやすく学び合えるよう工夫します。

主に小中学生の子どもをもつ保護者を対象としますが、意識の高い保護者だけではなく、多くの保護者が気軽に参加できるような工夫をしていきます。

実施スケジュール

Ｈ27	Ｈ28	Ｈ29	Ｈ30	Ｈ31
実施、検証	順次実施箇所、開催数拡大			

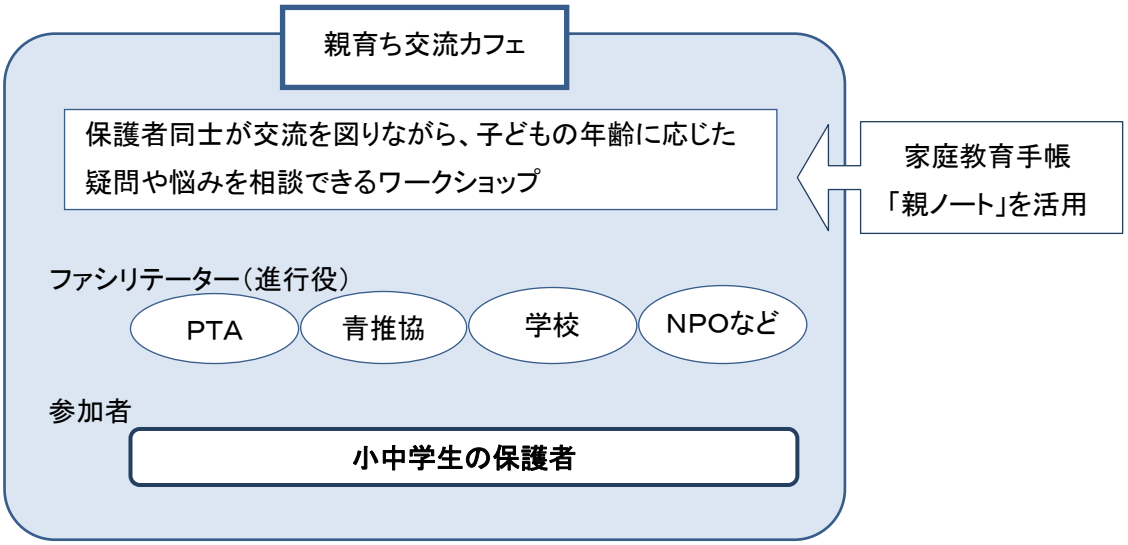

（２）基本施策

会議当日に各施策に位置づけた事業を掲載した資料を配布します。

第６章　教育・保育の量の見込みと確保の内容

国の基本指針で示されている事項

・保育・教育提供区域
・各年度の保育・教育の量の見込み、確保方策（確保内容・実施時期）
・各年度の地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、確保方策（確保内容・実施時期）
・各年度の幼児期の保育・教育の一体的提供及び推進に関する体制の確保の内容

等について、記載します。

会議当日に上記項目を掲載した資料を配布します。

第７章　計画の推進体制
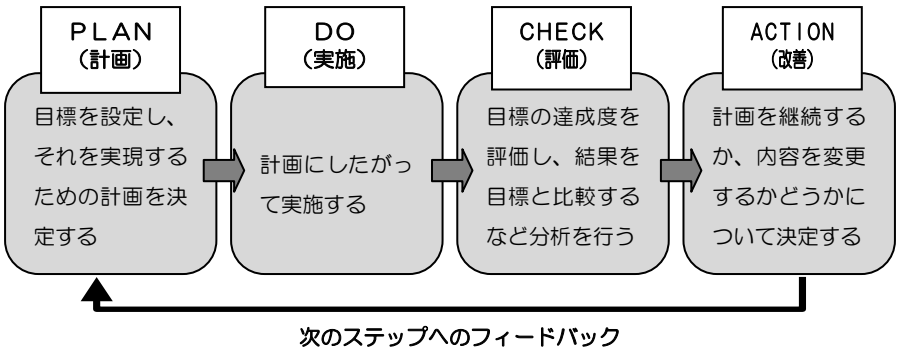
・計画の推進においては、子どもにやさしいまちづくり推進会議を中心とした推進体制により、事業・施策の進捗状況の点検・評価、計画を実施します。
・これにより、計画の推進体制（ＰＤＣＡサイクル）を確保します。